

[経済産業省委託事業]

模倣品の国際流通にかかる実態調査
～模倣品ベアリングの事例～

2013年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

目次

一 中国を中心とした模倣品の被害状況	1
1. 総論	1
2. ベアリング業界における被害、及びこれへの対応状況	3
(1) ベアリングとは	3
(2) ベアリングの模倣被害	6
二 税関差止、及び関連情報の有効活用	10
1. 総論	10
2. ベアリング模倣品の差止状況	15
3. 差止に係るフロー、取得可能な情報	21
(1) 差止関連事業者に係るフロー、取得可能情報例一覧	21
(2) 得られる情報の具体例	25
三 ベアリング模倣品の輸出業者の手口	30
1. 模倣品輸出における手口類型	30
2. 受注、模倣品準備段階での巧妙化	30
(1) 架空業者名義を使用して模倣品を輸出する手口	31
(2) 製品とラベルを別管理した上別々に輸出する手口	32
(3) その他の適法な貨物と混載した上で模倣品を輸出する手口	33
3. 申告時の巧妙化	34
(1) 模倣品の輸出に有利な地域を選択し、同税関を通じて模倣品を輸出する手口	34
(2) 通関申告書類内容を偽造して模倣品を輸出する手口	35
4. 模倣品発送時の巧妙化	36
(1) 小ロットやハンドキャリーにより模倣品を輸出する手口	36
(2) 多重包装、内部空間の利用、商標隠し等により模倣品を輸出する手口	37
5. 対応策	38
四 模倣品の国際流通にかかる実態調査	39
1. 調査実施要領	39
(1) 調査背景・目的	39
(2) 調査手順	39
2. 調査対象輸出業者の選定	40
(1) 調査対象候補 10 業者の選定	40
(2) 調査対象輸出業者 3 業者の選定	61
3. 実態調査結果	61
(1) 各輸出業者の上流業者	61
(2) 輸出実態調査結果概要	63

五 調査結果総括、税関差止関連情報の効果的活用法	82
1. 調査結果総括	82
2. 税関差止関連情報の効果的活用法	83
(1) 税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応	83
(2) 留意点、及び今後の課題	86

一 中国を中心とした模倣品の被害状況

1. 総論

中国には、あらゆるジャンルについて、模倣品・海賊版が存在している。特に、日本製品の場合には、日本ブランドが広く世界に通用していることの裏返しとして、自動車部品、電器製品、インクカートリッジ等の事務消耗品、ベアリング等の産業部品、農薬、化粧品、玩具、スポーツ用品、食品、文具、日用品等々、ありとあらゆるジャンルの模倣品・海賊版が出回っているのが現状である。



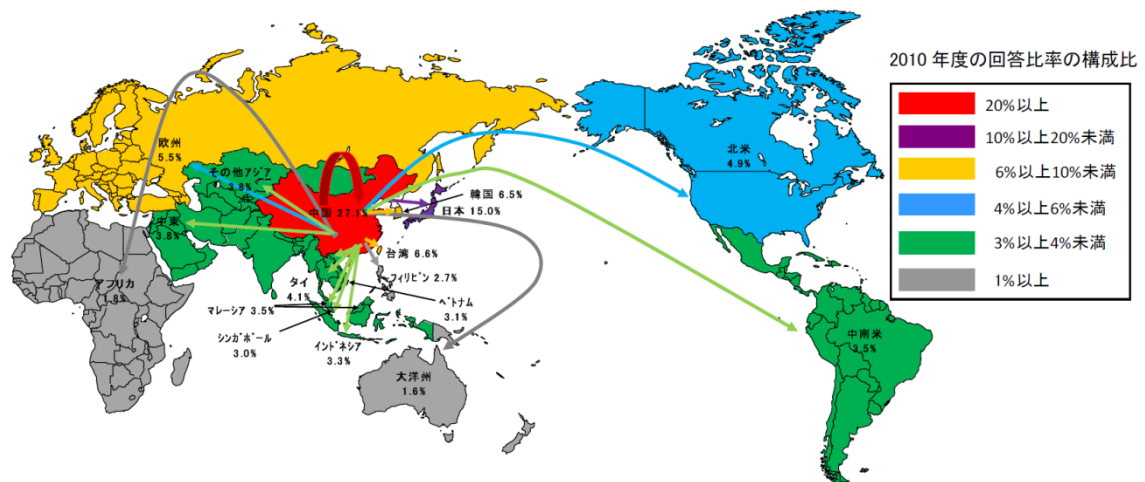
文具の模倣品摘発時の様子



無線機の模倣品摘発時の様子

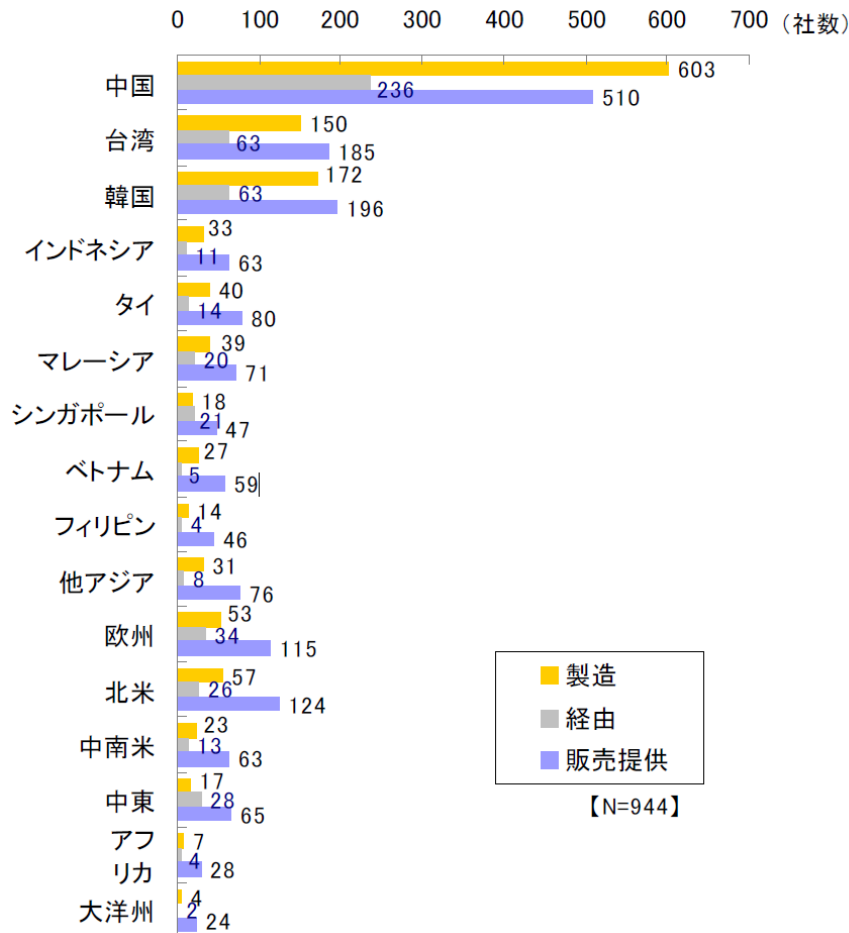
この種の模倣品・海賊版、知的財産権の問題は、権利者である企業の売上げに対して、悪影響を与え、また、放置すると多額のコストをかけて取り戻さなくてはならなくなってしまう。また、模倣品・海賊版は、製品の品質が劣悪なことが多く、最悪の場合、製品事故等につながり、消費者の生命・身体を害するおそれもあり、このような事故が発生した場合、たとえ模倣品・海賊版であっても、権利者企業のブランドの下落につながるおそれがある。そして、近年は、模倣業者の国際的なネットワークも進化し、模倣ビジネスのグローバル化が進行しており、模倣問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になり、一層、深刻になってきている。この点、模倣品・海賊版の多くは、中国で製造されているが、最近では、一部の工程を流出先で製造する事例も増えてきているが、以下の模倣品被害調査結果をみても、中国が模倣品の「製造地」となっているケースがまだまだ圧倒的に多く、また、中国で製造された模倣品で国内消費されているのは、件数ベースではわずかに30%弱に過ぎず、残り約70%は海外に輸出されている。以上の状況から、税関における知的財産権保護が重要な課題となってくることがわかる。

【中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）】



(出典：特許庁「2011 年度模倣品被害調査報告書」)

【海外において模倣被害を受けた国・地域】



(出典：特許庁「2011年度模倣品被害調査報告書」)

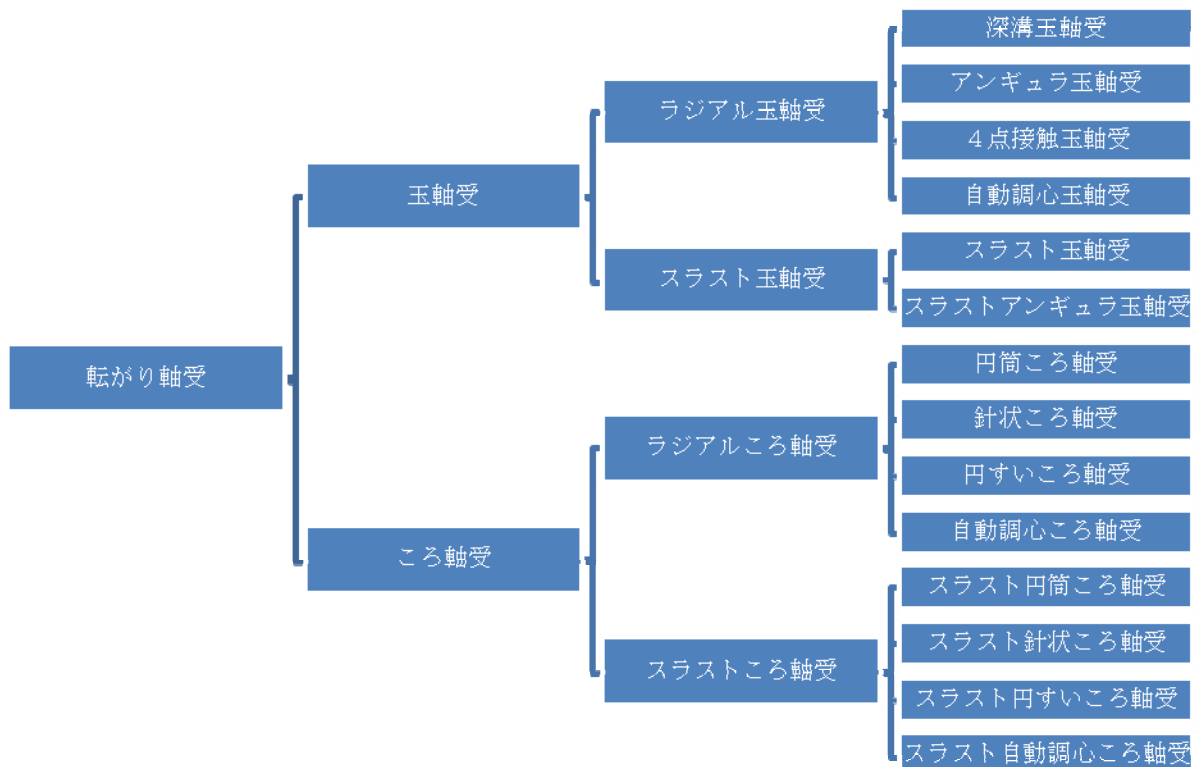
2. ベアリング業界における被害、及びこれへの対応状況

(1) ベアリングとは

ベアリング（軸受・軸承）とは、車両などの回転機能を有する機械において、固定部と回転部の間にあって回転部を支える機能部品である。軌道輪、転動体、保持器からなり、転動体が「玉」である玉軸受と「ころ」であるころ軸受の二種類に分類される。この「玉」と「ころ」を中心としたベアリングの分類例は以下のとおりであるが、これらのベアリングが、回転部を有するありとあらゆる製品や部品の一部として、例えば、自動車、風車、新幹線車両等の大型製品から、椅子のキャスター等の小型の製品まで、幅広く使われている。

【ベアリング分類例】

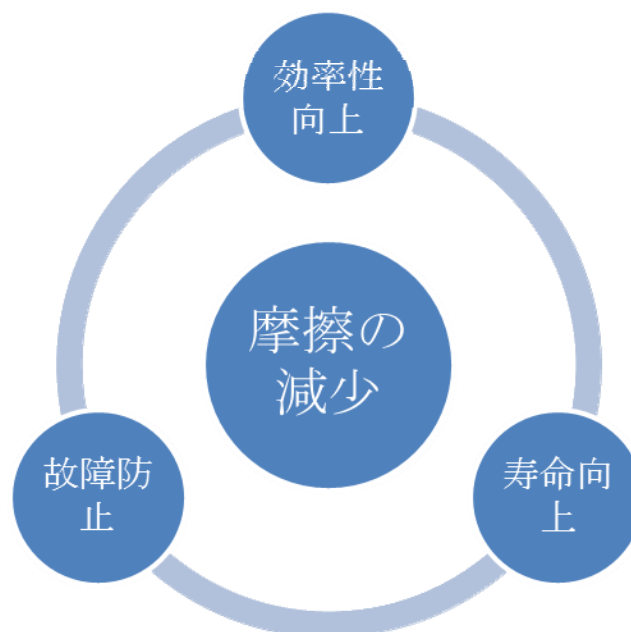
玉軸受	円すいころ軸受	円筒ころ軸受
		
スラスト自動調心ころ軸受	針状ころ軸受	
		



また、これらベアリングの主たる機能は、軸を滑らかに回転させ、接触部の摩擦を減少させることにあり、これにより、摩擦を減少させることで主に以下のような利点が生じることとなる。

- ①エネルギー損失を減少させ、機械が働く効率を向上させる。
- ②摩耗を減少させ、機械の寿命を向上させる。
- ③発熱を減少させることで焼け付きを防ぎ、機械の故障を防止する。

【ベアリングの機能】



(2) ベアリングの模倣被害

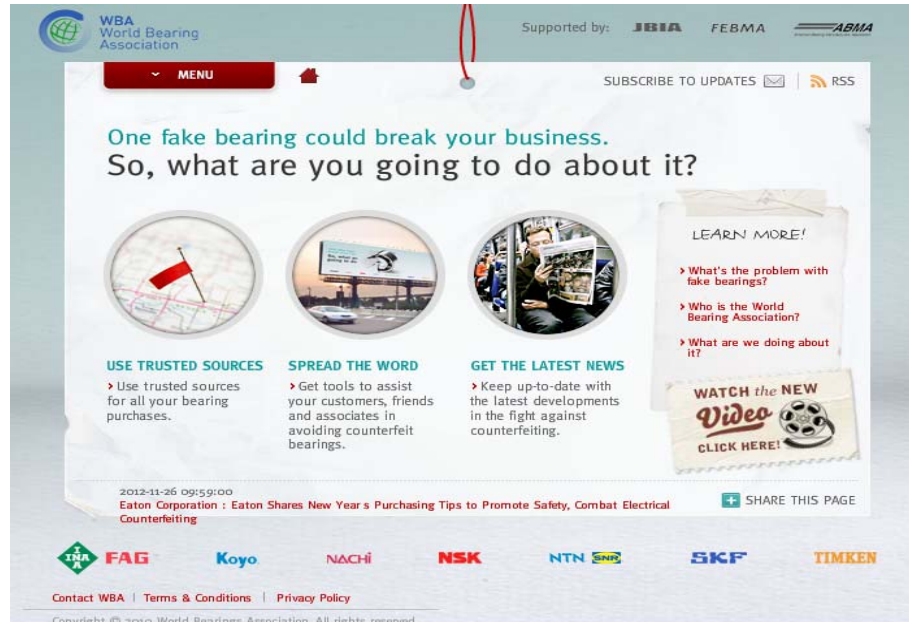
ベアリングの模倣品は多く見られ、中国のみならず、多くの国で、模倣品が流通しているのが現状である。ベアリングの模倣品は、外見は真正品と同様であっても、品質が低い製品も多く、ベアリングの模倣品に起因したと思われる事故の報告も少なくなく、ベアリングの模倣品は、消費者の安全の観点からも、大きな脅威となっている。

【ベアリング模倣品が起因したと思われる自動車事故に係るペルーでの報道】



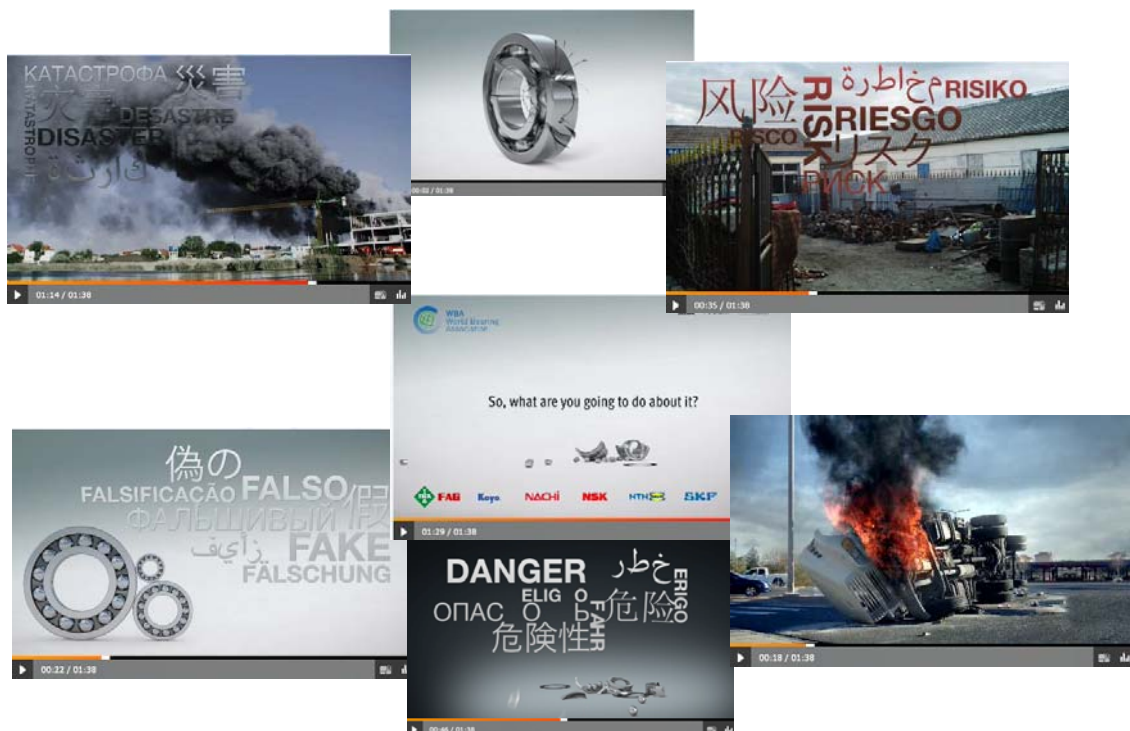
こうした模倣品の被害に対して、権利者企業も積極的に対応している。具体的には、日米欧のベアリング企業によって構成されている世界ベアリング工業会での共同での模倣対策活動を軸に、中国以外の模倣品の流通が多い地域、国において、継続的に、模倣対策が展開されている。

【世界ベアリング工業会ホームページ】



(出典：<http://www.stopfakebearings.com/>)

【模倣品の危険性に係る啓発動画】



(出典：<http://www.stopfakebearings.com/>)

以下のとおり、ベアリングの模倣品は、世界各地で多く見られ、その多くは、中国から輸出されていると考えられている。

【インドにおける模倣被害例】



2012 年 9 月インドで発見された模倣品

【タイにおける模倣被害例】



2005 年 9 月タイで発見された模倣品

【パキスタンにおける模倣被害例】



2009 年 1 月 パキスタンにおいて発見された模倣業者

二 税関差止、及び関連情報の有効活用

1. 総論

以上述べたとおり、大量の模倣品が中国において製造されて、海外に拡散していつているのが現状であり、この海外への拡散を防止するための手段として、中国の税関を通じた水際差止制度が有効かつ重要であることがわかる。

後述のとおり、自社が中国で保有する知的財産権を税関で登録をする等、一定の手続を経ることで、中国のいずれかの税関にて、模倣品が中国から輸出されようとしていることが発見された場合、これを差し止めてもらえる可能性が出てくる。

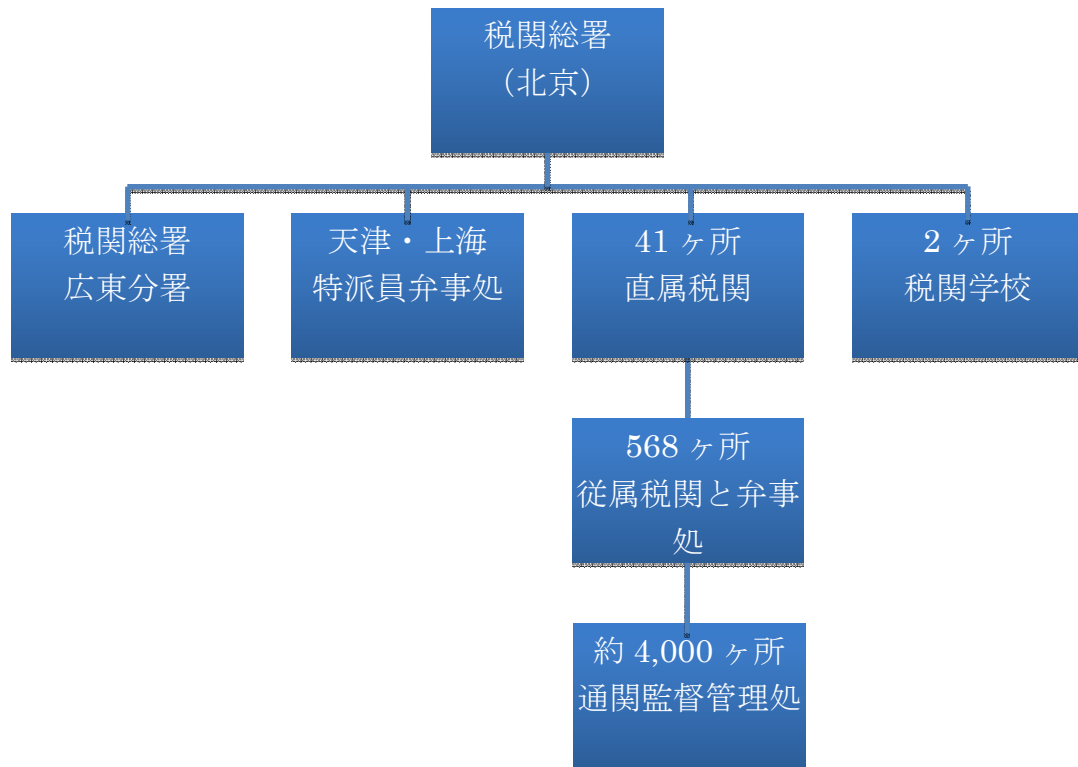
中国の税関は、北京所在の税関総署を頂点に、41ヶ所の直属税関、その下部の568ヶ所の従属税関及び弁事処、約4000ヶ所の通関監督管理処からなっており、約5万人の税関職員が日々、全国で、多くの模倣品の輸出を差し止めている。

【中国税関分布図】



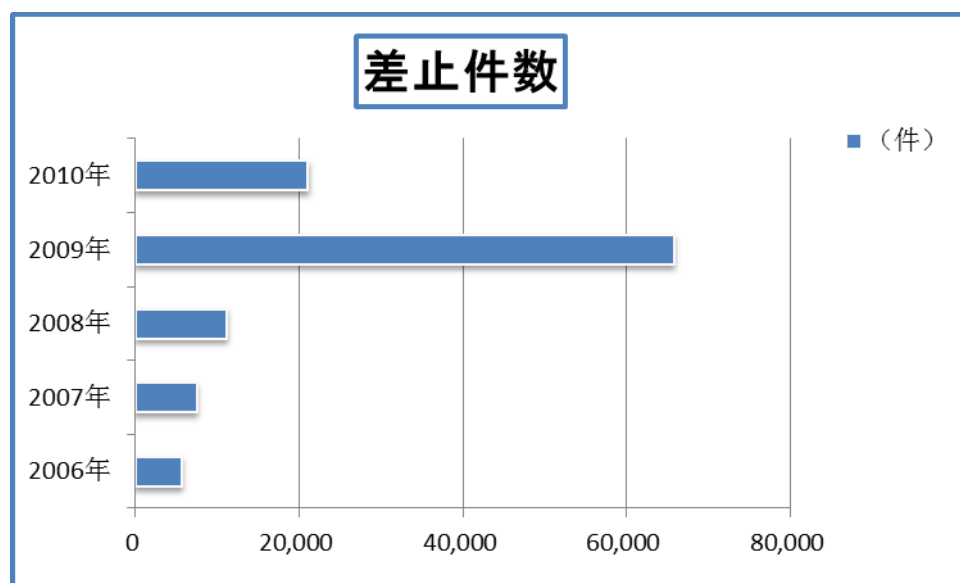
(出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/>)

【中国税関組織図】

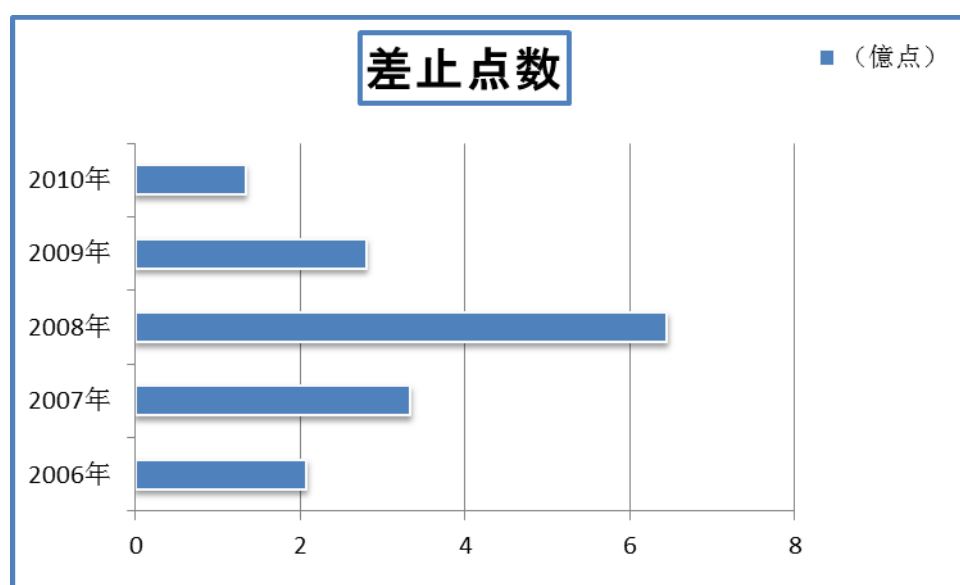


前述のとおり、中国から多くの模倣品が海外へ流出しているが、中国税関において、知的財産保護制度が何ら機能していないということはない。むしろ、中国税関は、本来、輸出入を円滑に遂行することが本来的責務であるにもかかわらず、これに反して、職権で、通関を中止した上、模倣品の有無を確認し、模倣品である場合にはこれを差し止めるということが多岐にわたって多く行っており、この点は、以下の差止件数、差止点数等にも表れている。また、模倣品の輸出は大ロットで行われるケースも多く、1件当たりの差止数も少なくない。

【税関差止統計（差止件数、差止点数）】



(2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

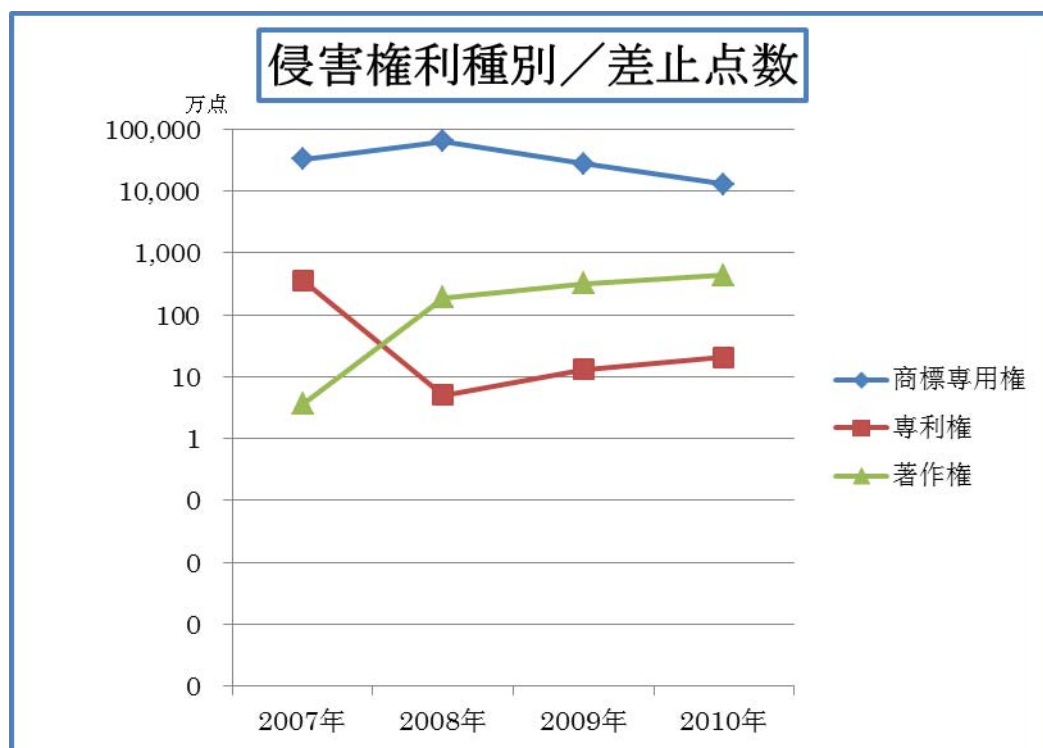


(2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

また、押収される模倣品の中で、権利別に見て最も多いのは以下のとおり、一貫して商標権侵害品となっており、他の専利権、著作権の差止件数に比して桁違いに多い。これは中国国内の模倣品分布が、いまだ商標権侵害品が主流となっている事実を端的に示すものであるともいえるが、それ以上に、税関においては、専利権や著作権侵害疑義品を発見することは事実上困難であり、このような事情も相俟って、商標権侵害品の差止件数が多くなっている。

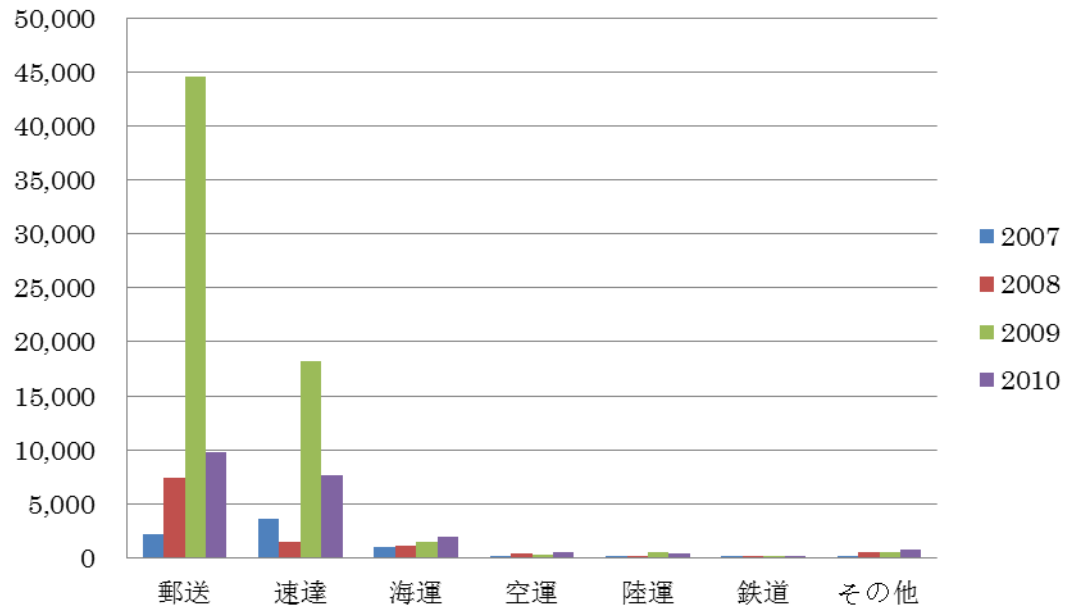
また、模倣品輸出件数では、郵送による輸出件数が多いが、模倣品輸出点数でみると、海運による輸出点数圧倒的に多く、模倣品輸出への対応を検討するに当たっては、この海運による輸出に留意すべきであることがわかる。

【税関差止統計（権利別差止件数）】



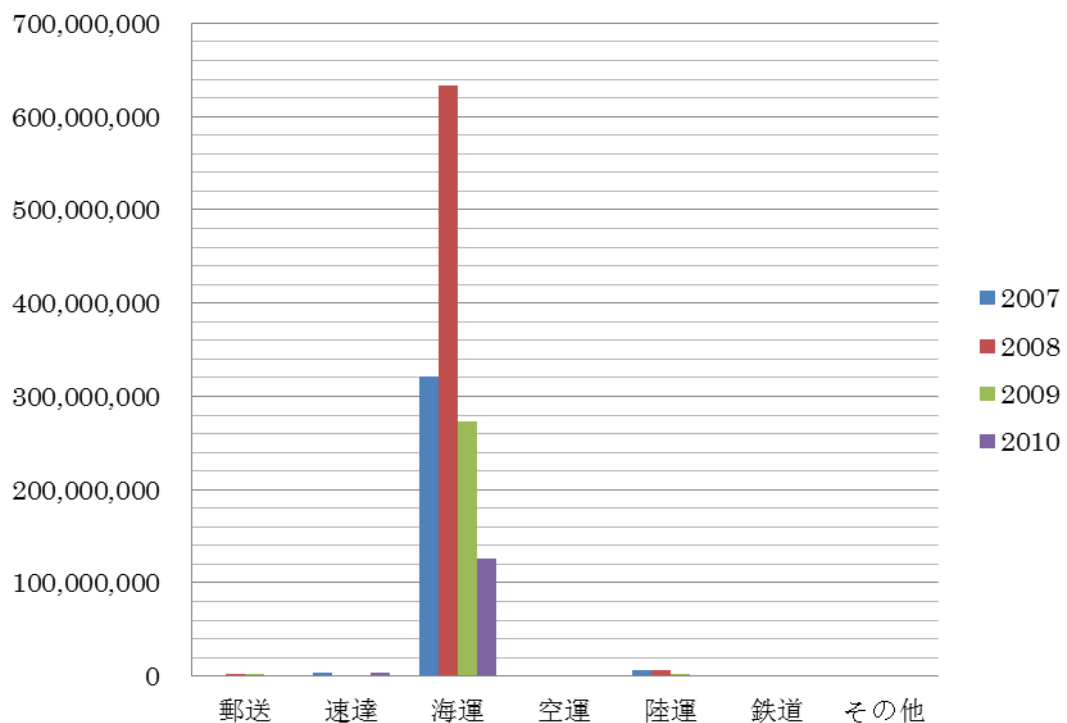
(2006 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

運送方法別／差止件数



(2007 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

運送方法別／差止点数



(2007 年～2010 年／税関総署統計データ集計)

2. ベアリング模倣品の差止状況

ベアリング各社も、中国からの模倣品の流出を防止するべく、税関での水際差止制度を多数、活用しており、中国全土の税関でベアリングの模倣品が差し止められている。税関での差止件数を効果的に実施するためには、主要な税関に対して、意見交換会等を開催して、自社の模倣品の流出ルート等の情報を提供することが有効であるが、ベアリング各社は、世界ベアリング工業会等を通じて、定期的に、主要な税関との間で、こうした意見交換会を多数、実施しており、これが税関での差止件数の向上につながっている。

このような取り組みは、ベアリングに限らず、広く他の業界についても効果的な取り組みであるため、差止件数の上昇に繋げるべく積極的に実施することが望ましい。

また、後述のとおり、模倣業者に模倣品の輸出の手口も年々、進化してきているため、税関との間で、定期的に意見交換して、効果的に対応策を検討することがますます重要になってきている。

【意見交換会例】

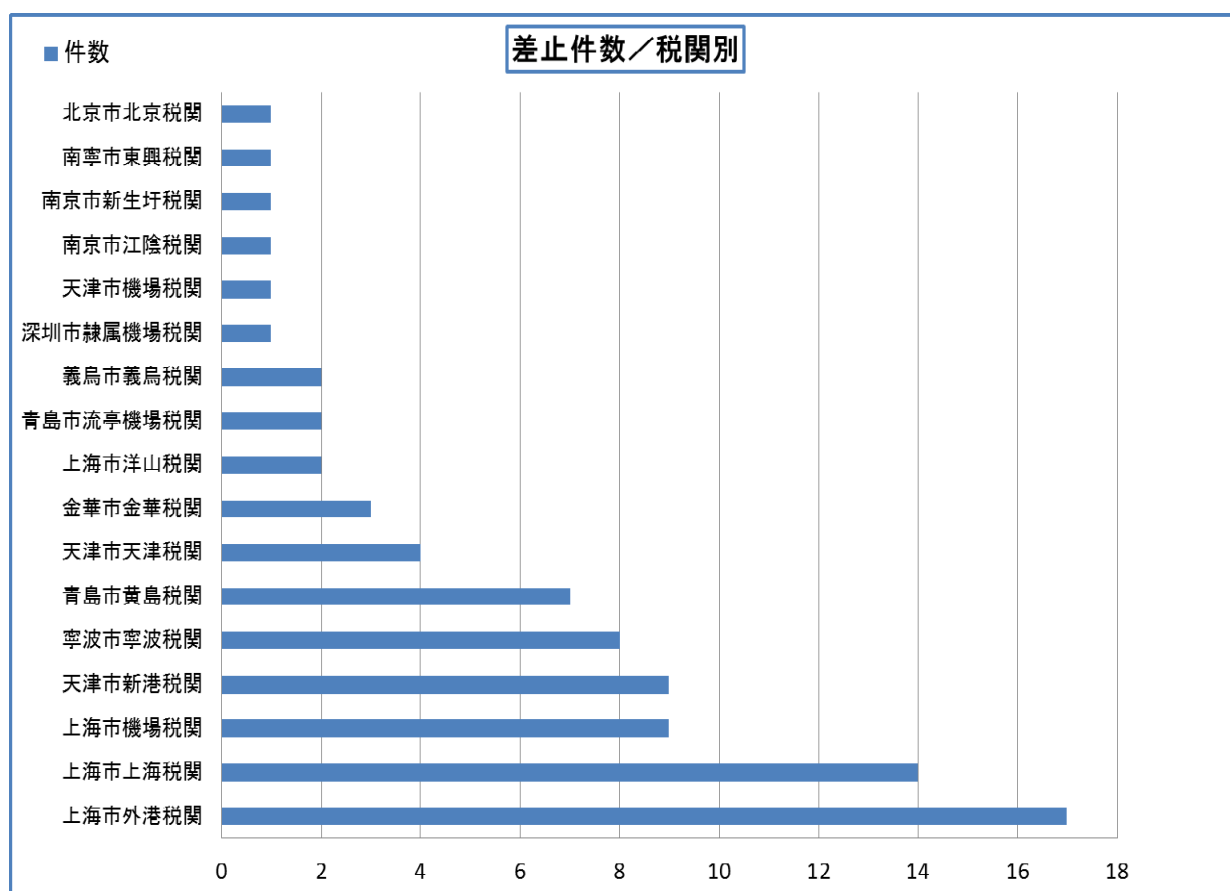


(2012年8月30日寧波税関における意見交換会)

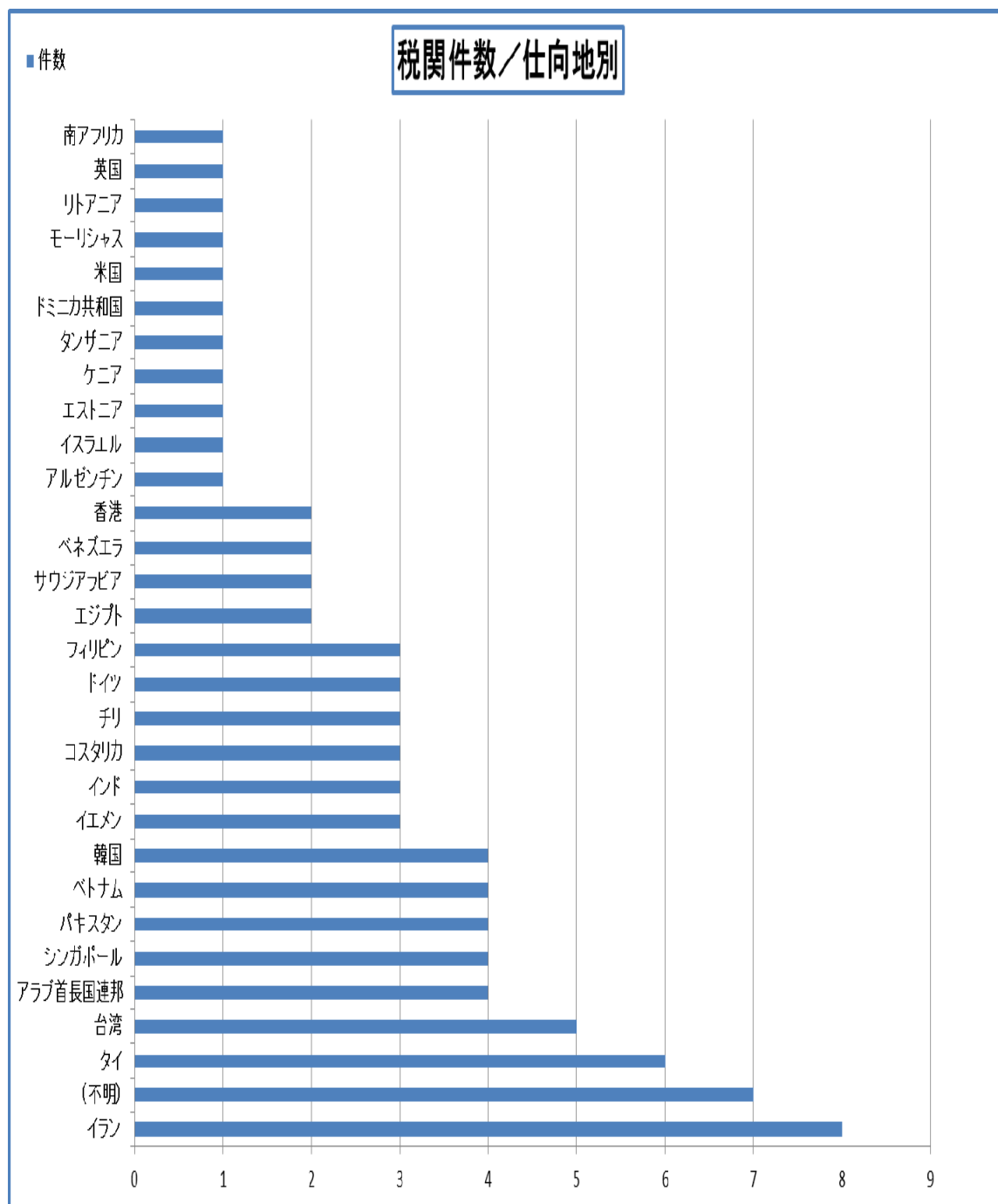
この点、ベアリング各社の場合、業界団体たる工業会が、各社の税関差止情報を集約し、これを取りまとめて、模倣品の通関が多い税関を割り出し、あるいは、模倣品を通関させようとした業者をブラックリストとして取りまとめる等、前述の意見交換会の際に検討材料、課題を提供できるよう対応を取っている。

以下は、2006 年以降の本ベアリング WG 参加者企業における税関差止情報を取りまとめたものであるが、ここから、上海、寧波、青島、天津等において差止件数が多い傾向にあることが分かり、例えば、意見交換会の対象として、これらの都市における税関を対象とすることが有益である点等が導かれるほか、模倣品の仕向地も多種多様で、アジアから中近東、アフリカ、南米にまで及んでいるものの、イラン、タイ等の特定の国を仕向地が多いことが分かり、例えば、この点は、これらの国を仕向地とするベアリングの通関申告に注意を払うべきことを示唆するものと考えられ、この点等を、税関との意見交換の際に伝えることも有益である。

【税関差止情報】



(ベアリング WG メンバー統計／2011 年～2012 年 7 月分)



(ベアリング WG メンバー統計／2011 年～2012 年 7 月分)

(参考)

【ベアリング模倣品仕向地／差止件数順】

1	サウジア ラビア	12	アラブ 首長国 連邦	23	ナイジェ リア	36	オースト ラリア	46	オランダ
1	南アフリ カ	14	韓国	23	米国	36	エクアド ル	46	ジャマイカ
3	イラン	15	イスラ エル	23	イエメン	36	香港	46	リビア
4	インド	15	マレー シア	28	エストニ ア	36	イタリア	46	モロッコ
5	シンガポ ール	15	パキス タン	28	フィンラ ンド	36	ポーラン ド	46	モザンビー ク
5	タイ	15	ベトナム	28	ギリシア	36	ロシア	46	オマーン
7	ブラジル	19	インド ネシア	28	ケニア	36	セネガル	46	パナマ
7	チリ	19	メキシ コ	28	モーリタ ニア	36	英国	46	パラグアイ
7	エジプト	19	ミャン マー	28	ペルー	36	ウクライ ナ	46	カタール
7	ドイツ	19	台湾	28	シリア	46	アンゴラ	46	スリランカ
7	フィリピン	23	ドミニ カ国	28	ベネズエ ラ	46	ドミニカ 共和国	46	スーダン
12	コスタリ カ	23	ニュー ジーラ ンド	36	アルゼン チン	46	グルジア	46	トルコ
								46	ウガンダ

(世界ベアリング工業会税関差止統計／2008 年～2012 年 3 月)

上記参考資料は、世界ベアリング工業が取りまとめた統計であるが、日本のみならず欧米を含めたベアリング各社が統計をとり、これらがまとめて税関総署へ情報提供されているため、これに相応して、税関側も、ベアリングの模倣品に対しては積極的に差止めを実施している。このように、税関への情報提供は、個社で個別に行うより、同業界内の他社とも共同してこれを実施することがより効果的である。

また、上記に加え、権利者側の事情等について、例えば、以下のような情報を提供すると、税関における差止率の向上につながるものと思料される。

◆真正品に係る情報◆

■輸出ルート

- ・真正品は特定の会社、港からのみ輸出される
- ・真正品は特定の港からのみ輸出される 等

■輸出方法に関する特徴

- ・真正品はコンテナを用いては輸出しない
- ・真正品を他ブランドの製品と同一のコンテナで輸出することはない
- ・真正品を他の種類の製品と同一のコンテナで輸出することはない 等

■貨物に関する特徴

- ・真正品特有の梱包上の印字
- ・真正品特有の製品コード等
- ・真正品特有の体積、重量、数量等 等

◆模倣品に係る情報◆

■模倣品が多く発見される国（かかる国を仕向地とするものは模倣品である可能性が相対的に高いと判断できる）

■これまで模倣品の差止め対象となった業者の一覧（いわゆる「ブラックリスト」）

■中国国内での模倣品流通、摘発状況（税関は、水際の事情に精通しているが、国内での模倣品流通の事情に対しては、必ずしも精通していない）

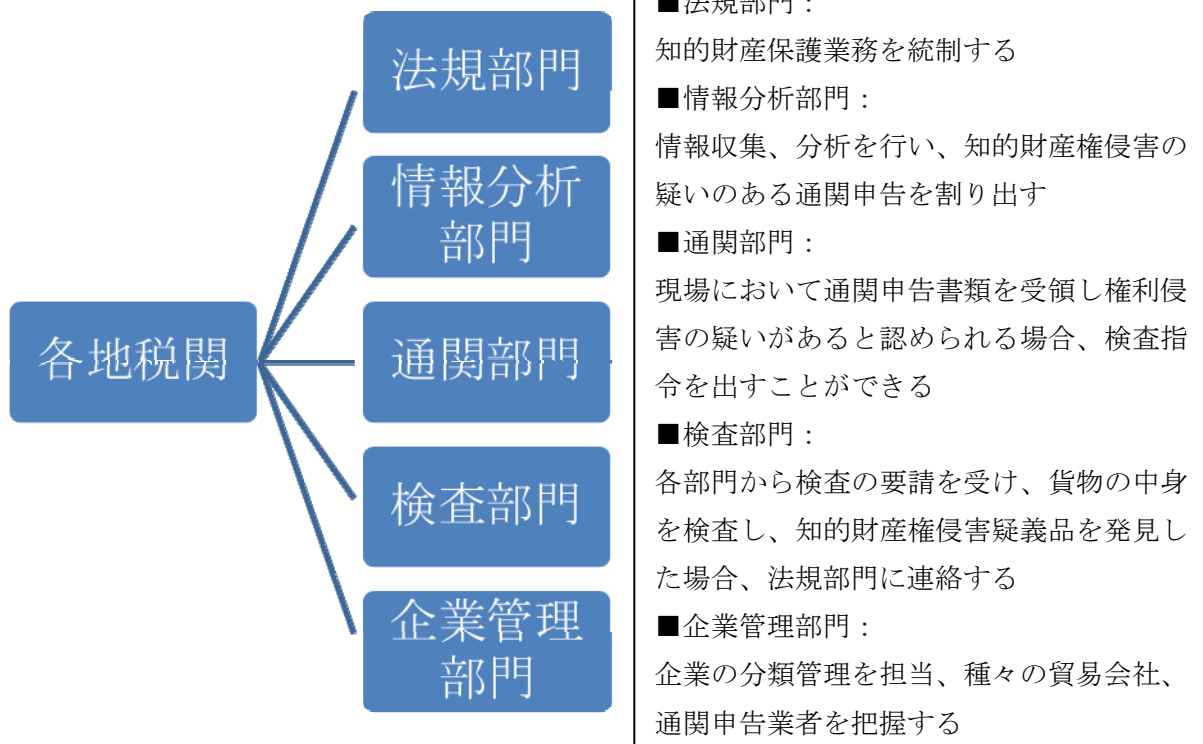
■海外税関における差押事例（欧米等における貨物輸入の際の申告情報は比較的詳細かつ正確であるため有用である）

以上のような情報を提供することで、税関として、模倣品であるとの蓋然性の判断のサポートとなり、差止めに踏み切ることができやすくなるため、これらの情報を日常的に収集、取りまとめた上、税関に定期的に提供することが有益である。

また、税関との意見交換会を通じて上記情報を提供する場合、かかる意見交換会への参加者の所属部門等にも留意の上、同参加者にとって特に有益な情報を選定の上これを提供することが望ましい。

具体的には、意見交換会へ参加が考えられる税関関連部門は以下のとおりであり、参加者の所属部門の職責に応じて、これに関連する情報を重点的に提供することが肝要である。

【各地の税関内の関連部門】



3. 差止に係るフロー、取得可能な情報

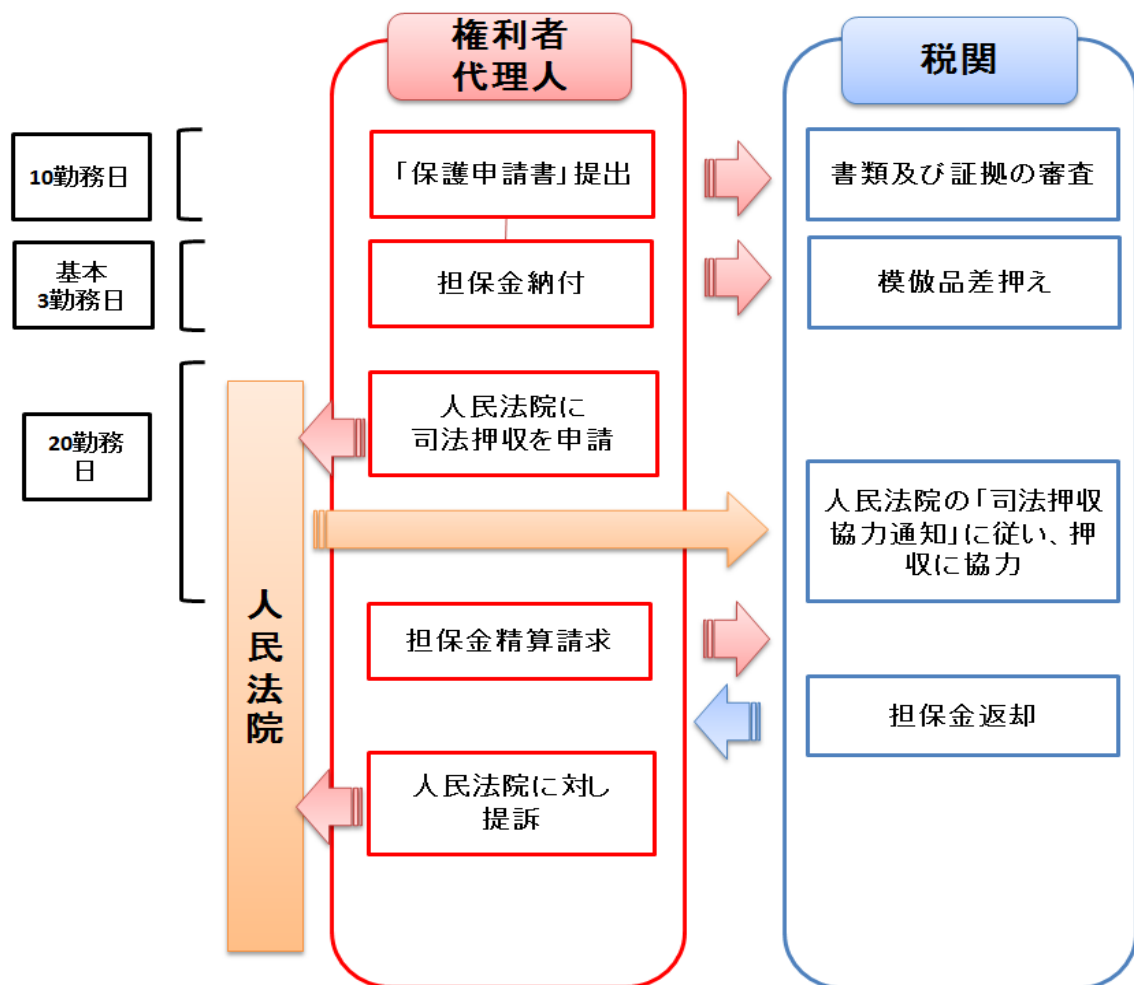
税関差止対象は、市場内の摘発時よりも多量な模倣品の押収が期待でき、また海外への販路を有する模倣業者は典型的に害悪性が高いので、税関差止に係る「点」情報から、関連模倣業者、模倣品の流れに係る「線」情報へつなげることが重要である。

「点」から「線」につなげるためには、税関差止に係るフロー、関連事業者の概要、それぞれにおいてどのような情報が取得できるか、この情報をどのように活用できるかについて正しく、把握することが重要である。

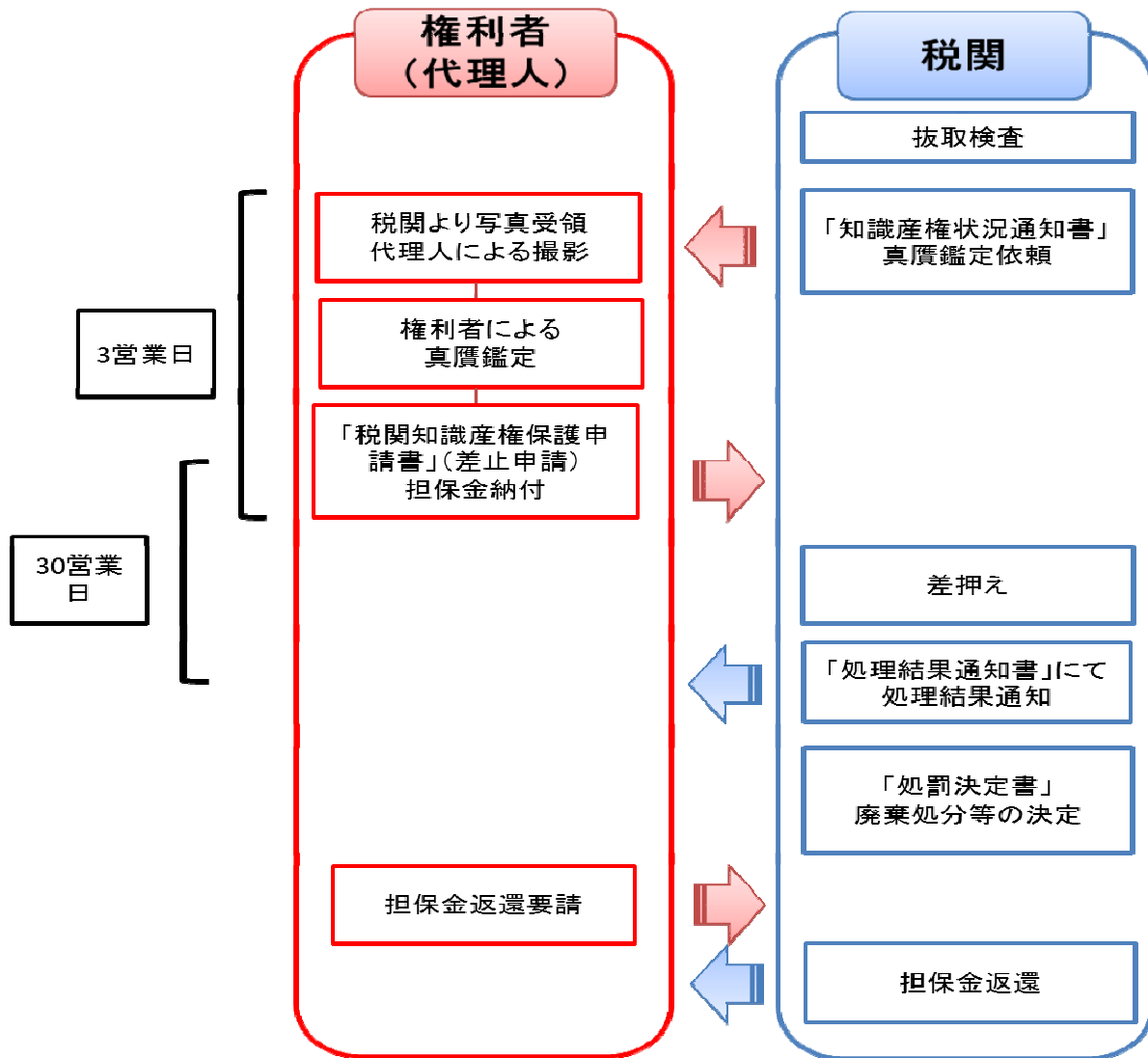
(1) 差止関連事業者に係るフロー、取得可能情報例一覧

税関における模倣品の差止めに関する概ねのフローは以下のとおりである。

【税関差止の流れ／権利者の申立てを契機とする場合】



【税関差止の流れ／税関による職権通関中止措置を契機とする場合】



上述のとおり、税関差止の過程において、税関より得られる書類が複数あるが、このうち、主要なものとして以下の 3 点が挙げられる。この点、同書類には、差止めの是非を検討するに必要な情報のほか、差止め以外の対応にも有用な情報も掲載されており、これら得られる情報を収集、集積の上、その後の対応に活かすことが肝要である。

- ・ 知的財産権侵害状況通知書
- ・ 処理結果通知書
- ・ 処罰決定書

上記 3 書類の概要、及びこれらより得られる情報例の一覧は以下のとおりである。

➤ 「知的財産権侵害状況通知書」

税関が知的財産権の侵害が疑われる物品を発見した場合、この通関を一時的に中止し、権利者に、真贋鑑定、差止申請の是非を確認するため、送付する書面（知的財産権税関保護条例 16 条）

➤ 「処理結果通知書」

税関が、権利侵害貨物の没収決定をした場合に、権利者に通知する書面（「知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法 30 条）

➤ 「処罰決定書」

税関が権利侵害貨物に関し、没収や罰金等の処罰を科し、処罰対象業者にこれを通知する書面（税関法 91 条、税関行政処罰実施条例 25 条）

法により開示が明記されている書面ではないが、税関によって、前述の「処理結果通知書」を交付したり、「処罰決定書」を交付したり、運用が統一されていないのが実務の現状である。

【税関差止関連書類より得られる情報例一覧】



知的財産権侵害状況通知書より得られる情報例一覧	
通関中止情報	①通関中止通知日
	②税関名
	③輸出入の別
	④必要担保金額
輸出業者情報	⑤業者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧仕向地
	⑨使用商標

処理結果通知書より得られる情報例一覧	
通関中止情報	①通関中止日
	②税関名
	③輸出入の別
	④担保金額
輸出業者情報	⑤業者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧仕向地
	⑨使用商標

処罰決定書より得られる情報例一覧	
処理結果情報	①通関申告日
	②処罰決定日
	③税関名
	④罰金額
権利侵害者情報	⑤当事者名
模倣品情報	⑥製品名
	⑦数量
	⑧使用商標

(2) 得られる情報の具体例

【知的財産権侵害状況通知書】

中华人民共和国杭州海关
确认进出口货物知识产权状况通知书

机关知确字[2011]4058-1号

日本 [redacted] 于2011年6月15日向杭州海关下属金华海关申报出口至 [redacted] 货物一批，经查验其中有轴承1460个，上述货物涉嫌侵犯你公司已经在海关总署备案的 [redacted] 商标权(备案号: [redacted])。

请你单位于本通知送达之日起3个工作日内依照《中华人民共和国海关关于〈中华人民共和国知识产权海关保护条例〉的实施办法》第二十二條规定的方式予以回复。你(单位)如要求我关扣留上述侵权嫌疑货物，应当在上述期限内向我关提交书面申请及人民币100000元的担保金或者等值的金融机构的保函，如已申请总担保请提供总担保核准文件复印件。

联系人: [redacted]
传真: [redacted]
地址: [redacted]
特此通知。

保证金帐号如下:
帐户名: 中华人民共和国金华海关待结算专户
帐户号: [redacted]
开户行: 金华市建行营业部

① 二〇一一年六月二十八日

通関中止情報	①通関中止通知日	②税関名	③輸出入の別	④担保金額
輸出業者情報	⑤業者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧仕向地	⑨使用商標

【処理結果通知書】

③ 中华人民共和国金华海关
处理结果通知书

金关知字[2011]第46号

_____:

对_____贸易有限公司出口的侵犯你单位_____商
标权轴承, 我关经调查, 已经作出没收侵权货物并处罚款人
民币150000元的决定。现根据《中华人民共和国海关关于<
中华人民共和国知识产权海关保护条例>的实施办法》第三
十条的规定, 将有关情况通知如下:

⑥ ⑦ ⑧ (一) 货物名称和数量: _____轴承11460个

⑤ (二) 收发货人名称: _____贸易有限公司

(三) 申报出口日期: 2011年6月15日

① (四) 海关扣留日期: 2011年7月6日

② (五) 海关行政处罚生效日期: 2011年12月20日

(六) 货物启运地: 浙江义乌

④ (七) 货物指运地: 也门

特此通知。

二〇一一年七月六日



通関中止情報	①税関差止日	②処罰決定日	③税関名	④罰金額
輸出業者情報	⑤業者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧仕向地	⑨使用商標

【処罰決定書】

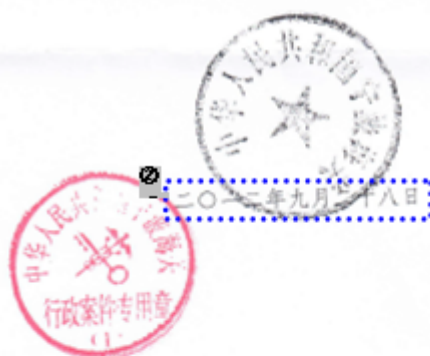
中华人民共和国宁波海关 行政处罚决定书	
甬关法〔2012〕0425号	
当事人：[redacted] 科技有限公司	
地址：重庆市九龙坡区石桥铺 [redacted]	
2012年3月21日当事人 [redacted] 科技有限公司委托金华德瑞报关有 限公司向海关申报出口一批塑料相册、塑料化妆品、塑料梳子（报关单号： 292020120202740130）。经查验，该批货物中有 [redacted] 商标的剪发器 15 箱 750 个，价值 15000 元，[redacted] 商标的夹发器 2 箱 80 件，价值 1600 元，与 [redacted] 商标相近似的 [redacted] 标识的剃须刀 4 箱 240 个，价 值 4800 元，[redacted] 商标的剪发器 10 箱 240 件，价值 4800 元，且未取得 权利人的许可。[redacted]、[redacted]、[redacted] 商标权已在海关总署备 案。经上述商标权利人 [redacted] 有限公司、[redacted] 电子股份有限公司、（[redacted] [redacted] 公司确认，以上货物侵犯了其商标权，并依法提出保护申请提 交了担保。	
当事人出口的夹发器、剪发器、剃须刀上使用的商标，事先未经商标注册 人许可，根据《中华人民共和国商标法》第五十二条第（一）项的规定， 该货物属于侵犯瓦尔有限公司 [redacted] 商标专用权、[redacted] 电子股份 有限公司 [redacted] 商标专用权、[redacted] 公司 [redacted] 商标专用 权的货物。当事人出口上述货物的行为已构成出口侵犯他人商标专用权货物 的行为。	
以上事实有出口报关单证一套、查验记录一份、当事人陈述等为证。	
根据《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第二十五条第一款之规 定，决定没收当事人侵权货物（[redacted] 商标的剪发器 15 箱 750 个、 [redacted] 商标的夹发器 2 箱 80 件、[redacted] 标识的剃须刀 4 箱 240 个、 [redacted] 商标的剪发器 10 箱 240 件），并处罚款 9240 元。	
根据《中华人民共和国行政处罚法》第四十四条、第四十六条、第四十	

八条的规定，当事人应当自本处罚决定书送达之日起十五日内履行上述处罚决定。

当事人不服本处罚决定的，依照《中华人民共和国行政复议法》第九条、第十二条，《中华人民共和国行政诉讼法》第三十九条之规定，可自本处罚决定书送达之日起60日内向海关总署申请行政复议，或者自本处罚决定书送达之日起3个月内，直接向宁波市中级人民法院起诉。

根据《中华人民共和国行政处罚法》第五十一条之规定，到期不缴纳罚款的，每日可以按罚款数额的百分之三加处罚款。

根据《中华人民共和国海关法》第九十三条、《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第六十条的规定，当事人逾期不履行处罚决定又不申请复议或者向人民法院提起诉讼的，海关可以将扣留的货物、物品、运输工具依法变价抵缴，或者以当事人提供的担保抵缴；也可以申请人民法院强制执行。



通関中止情報	①通関申告日	②処罰決定日	③税関名	④罰金額
輸出業者情報	⑤当事者名			
模倣品情報	⑥製品名	⑦数量	⑧使用商標	

以上のとおり、税関差止過程において、税関より受領する書類から得られうる情報は様々であるが、これらを個別に検討するのみでなく、これらの情報を中長期的に収集、集積の上、その後の対策検討の際の有益資料とすることが有益である。具体的には、例えば、以下のとおり、情報を取りまとめ、税関による差止めがなされる度に、都度、情報を更新していくことが考えられる。

これにより、再犯業者や、模倣品が多く輸出される税関、仕向地等が徐々に判明してくることとなり、これらは、税関への情報提供の好材料となるほか、再犯業者等の悪質性の高い業者については、同輸出業者への損害賠償請求や、同輸出業者に模倣品を提供する模倣品製造・販売の大元への対応に踏み切る判断材料となり得るものと考えられる。

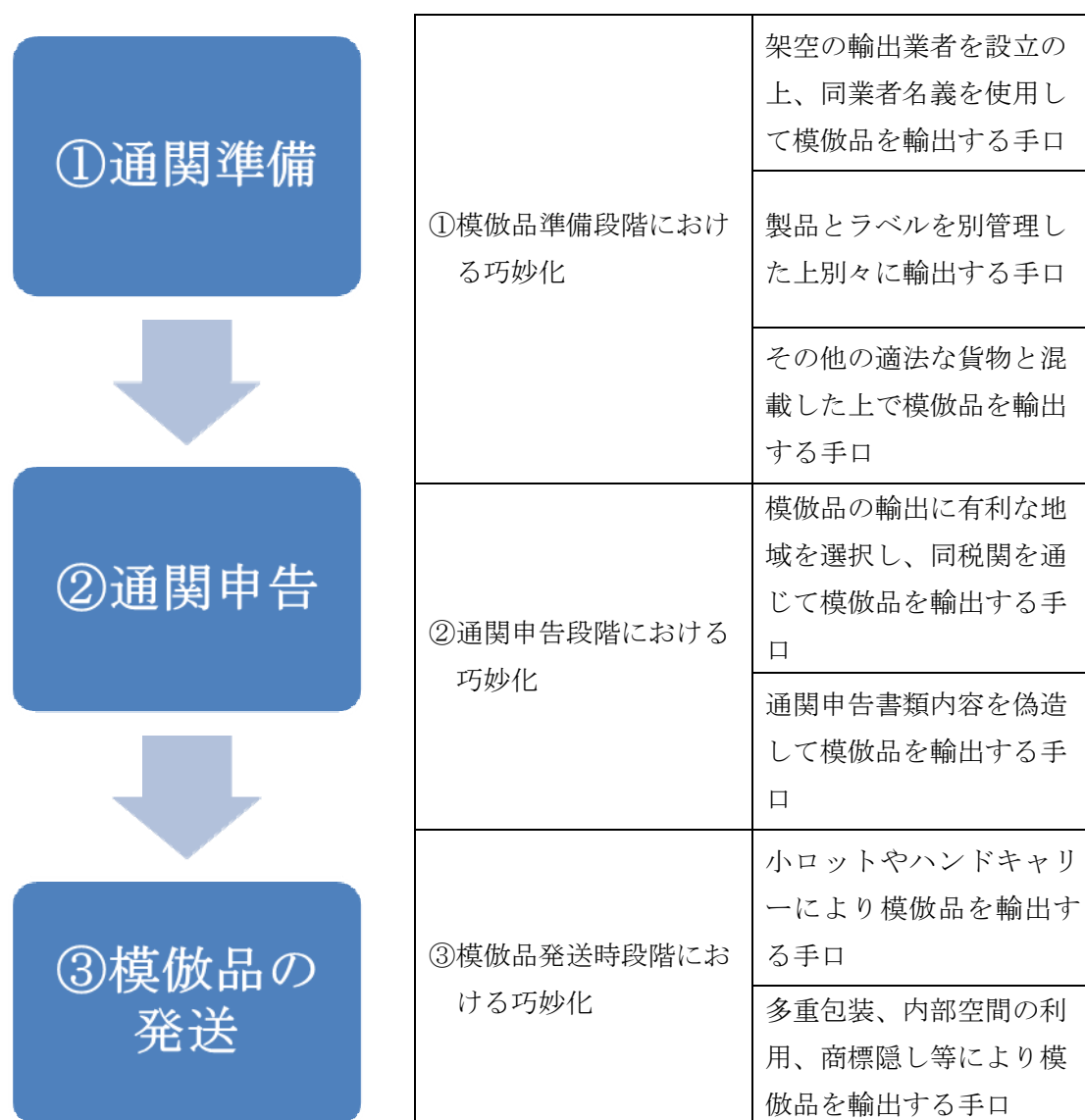
【税関差止情報統計例】

通関中止日	通知日	省	市	税関	対象商品	使用商標	数量	輸出入の別	輸入者情報			輸出者情報			担保金 金額 (円)	真贋鑑 定×切 日	真贋鑑 定結果
									氏名	国	住所	氏名	国	住所			

三 ベアリング模倣品の輸出業者の手口

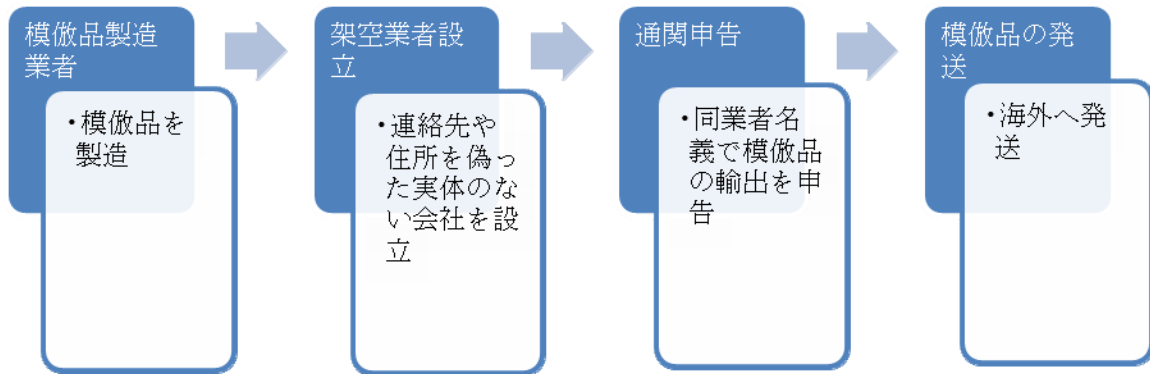
前述の税関統計データからもわかるとおり、中国税関においては、一定数量の模倣品差止めを実施しており、取締りを強化する等、一定の成果をあげている。もっとも、模倣業者は、様々な手段を取って、税関の取締りから逃れようとしており、その手段も、日増しに多様化、巧妙化し、隠蔽性を増している。そのため、以下、巧妙化する模倣品輸出手口の類型を紹介するとともに、本調査対象であるベアリングの模倣品の輸出における手口を紹介することとする。

1. 模倣品輸出における手口類型



2. 受注、模倣品準備段階での巧妙化

(1) 架空業者名義を使用して模倣品を輸出する手口



①手口

模倣品出行為に関する責任を回避するため、経営実態のないペーパーカンパニーを設立し、かかる設立会社を通じて輸出行為を行う手法である。

かかる手法においては、まず、連絡先や住所を偽った実体のない会社を設立し、同会社を輸出業者として申告し、模倣品を輸出する。

②特徴

- ・ 相対的に容易かつ低コストで可能な手法であるため、多く見られる手口
- ・ 税関により模倣品が差し止められ、処罰を科されることとなった場合に、上記ペーパーカンパニーには処罰を負担する能力がなく、再犯抑止効果がない場合が多い

(2) 製品とラベルを別管理した上別々に輸出する手口



①手口

模倣品を輸出するに際し、製品本体にラベルを付さないまま、これらを別々に管理、発送する手法である。

具体的には、例えば、上記写真にあるように、製品本体であるタイヤホイールにラベル（商標）を付さない状態で、タイヤホイールと、ラベルを別々に用意し、これを、それぞれ梱包して発送するものである。

②特徴

- ・税関検査時に、商標権侵害が発覚する可能性が低くなる
- ・仮に、発覚したとしても、ラベルの付されていない製品本体は、原則として、何ら商標権侵害がない、すなわち、何ら知的財産権侵害の疑いがないものとして、通関が認められてしまい、この点に関する責任を回避できる可能性が高まる
- ・ラベルのみの通関が差し止められたとしても、製品本体に比して、ラベル自体の価値は高くないことが多く、本来製品本体も含めた輸出行為に関する責任が問われるべきところ、形式的にラベルのみの輸出行為に関する責任が問われることとなってしまう、科される処罰が軽くなってしまう

(3) その他の適法な貨物と混載した上で模倣品を輸出する手口



(出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab39267/info281188.htm>)

① 手口

模倣品とは別に、その他の貨物（真正品や全く無関係の合法的な製品）を用意し、これらを同時に発送する手法である。

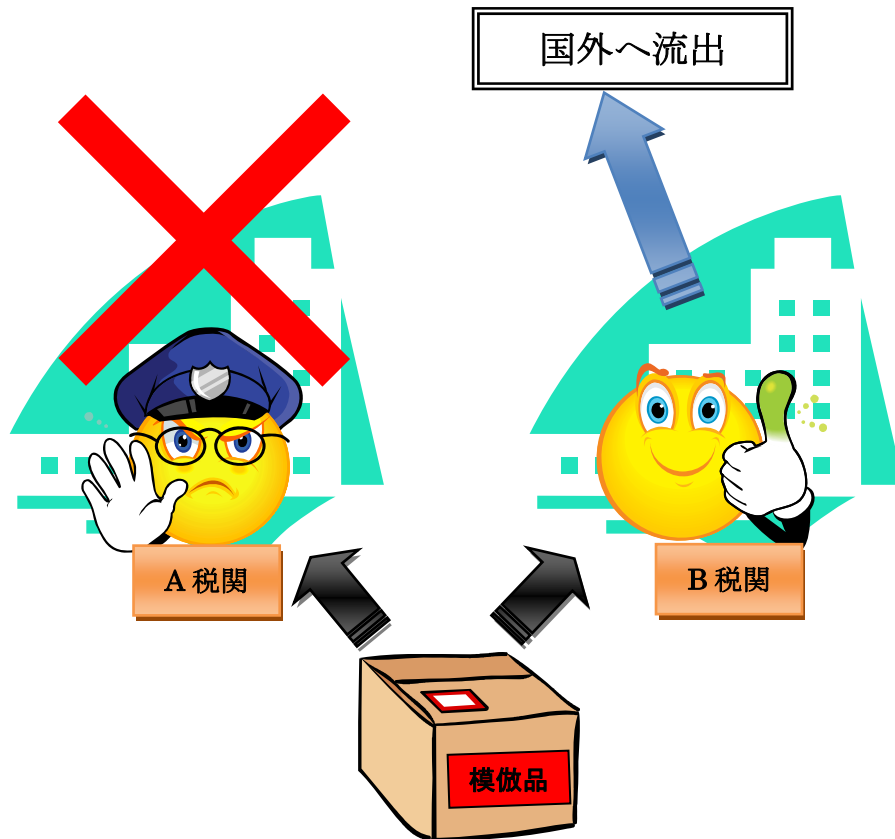
具体的には、上記写真の例では、例えば、模倣品である携帯電話と、何ら法的に問題のないアルミサッシを用意し、同一の梱包に搭載した上、これをアルミサッシ等として申告している。

②特徴

- ・ 通関検査の対象となったとしても、一見して、何ら権利侵害のないアルミサッシが先に発見されることで、貨物全体の適法性が推認され、模倣品たる携帯電話が発見される可能性が低くなる
- ・ 別途、その他の貨物を用意する必要があるため、本手段には一定程度コストがかかる

3. 申告時の巧妙化

(1) 模倣品の輸出に有利な地域を選択し、同税関を通じて模倣品を輸出する手口



①手口

輸出業者の所在する管轄地域において通関手続を行うことをせず、別の地域を選択して通関させる手法である。

具体例としては、真正品が多く輸出される税関を選択し、自身の輸出する模倣品が、目立たないようにするケースや、何からのコネクションを有する税関を選択し、不当に、検査、差止めを免れるケース等が挙げられる。

②特徴

- ・ 通関検査の対象となる可能性が低くなることから、模倣品として差止めを受けるリスクが低くなる
- ・ また、何からのコネクションを有している税関を選択する場合は、不当な癒着等により検査、差止めを免れ得る。

(2) 通関申告書類内容を偽造して模倣品を輸出する手口



(出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab39267/info294127.htm>)

①手口

申告書に記載する製品を、相対的に検査がなされにくい製品である旨偽称して、あるいは、具体的製品名が分からないよう抽象的製品名称のみを記載して、通関申告書類を作成する手法である。

具体的には、例えば、上記写真の例では、カッターをアクセサリーと偽称して申告した事例である。

税関は、コンテナを開けない限り、偽称申告であると確認することはできず、結果として偽称であることが判明するため、かかる手法を全て事前に防止することは困難であるため、輸出業者も多く使う手口となっている。

なお、その他にも、タバコをカバン、腕時計をペーパータオル、化粧品を靴下と偽称するケース等、様々な例がある。

②特徴

- ・相対的に容易かつ低コストで可能な手法であるため、多く見られる手口
- ・税関による検査対象となる確率が低くなるため、模倣品として差し止められる可能性も低くなる

4. 模倣品発送時の巧妙化

(1) 小ロットやハンドキャリーにより模倣品を輸出する手口



(出典：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab39267/info407998.htm>)

①手口

用意した模倣品を小ロットに分け、複数回にわたって発送、あるいは、ハンドキャリーにより発送する等、隠匿性の高い発送方法を用いる手法である。

かかる手法は、海路ではなく、空路において、利用されるケースがほとんどである。

②特徴

- ・ハンドキャリーによる発送の場合、危険物である場合等を除き、中身の検査が厳格になされる可能性が低く、模倣品が発見されるリスクが低くなる
- ・小ロットによる発送の場合、万一、検査の対象となり、差止めされたとしても、科される処罰が相対的に低くなる可能性が高まる
- ・複数回にわたる発送、人的リソースを用いた発送となるため、本手法には一定程度コストがかかる

(2) 多重包装、内部空間の利用、商標隠し等により模倣品を輸出する手口



①手口

本来の包装に重ねてさらに包装を行う、あるいは、他の製品の内部に模倣品を入れて発送する、模倣品に付された商標を別の適法な商標等で覆う等、模倣品であることを隠匿して発送する手法である。

上記写真の例でいえば、一方は、模倣品を隠匿するため、何重もの構成を備えたカバンを用意し、この中心部に模倣品を入れて発送し、もう一方は、商標権侵害の商標の上に、商標権侵害でない標識のシールを貼付し、商標を隠匿している。

②特徴

- ・ 検査の対象となるリスクが低くなる
- ・ 包装にかかるコストが倍増し、また他の製品を用意する必要がある等、本手法には一定程度コストがかかる

5. 対応策

上記手法によるものも含め、一般に、模倣品輸出が発覚した場合、かかる輸出業者をブラックリストとして、税関に提出し、同じ手法での再犯を繰り返せないようにすることが有用である。この点は、個別、五月雨に税関に伝えたとしても、税関側も、これに個別に応じるケースは多くなく、例えば、1年間で発覚した模倣業者のリストを伝えるようしたり、業界毎に、複数の権利者様の情報を集約して伝えたりする等、一定程度、まとまった情報を伝えることが有用である。また、伝える方法としては、税関登録の代理人を通じて伝達することも考えられるが、税関セミナー、意見交換会等を開催し、この際、この情報を伝えることが最も有用である。

これにより、一度差止めの対象となった輸出業者は、その後通関検査を受ける頻度が高まり、模倣品輸出のみならず、その他の輸出業務にも支障をきたすことになることから、これにより、輸出業者への抑止効果が期待できる。

但し、上記のような巧妙化した手口を用いた場合、例えば、ラベルの付されていない製品本体を輸出する場合等には、結果として、差止めがされないケースも考えられ、このような場合には、税関側としても、ブラックリストとしては登録しない可能性も高い点に留意が必要となる。

また、他方で、こうした巧妙な手法は、もとより、模倣業者が現行法を潜脱するために取る手口であるため、現状の中国の関連法律で完全に対応することは困難である点にも留意が必要である。税関側もこうした巧妙な手口については認識しており、積極的な税関は、現行法の範囲内で、最大限の対応を取ろうとしてくれる税関もある。また、通関時は違法な状態ではないとしても、大元の製造・販売業者が、違法な模倣品を製造、販売している場合もあるので、この場合、これをたたくことが効果的な対策となりうる。いずれにせよ、この種の情報は、税関側から提供されない限り、権利者側でこれを把握することは困難であるが、税関側からこうした情報が積極的に開示されることはないため、税関とのコネクションの強い税関代理人や税関セミナー等を通じて、こうした情報を取得して、税関側と対応について意見交換して、協力して対応することが肝要である。

上記の他、最終的には、これらの物品は、中国から出た後、最終目的地にて、完全な模倣品に姿を変えて、流通する可能性が高いことから、中国側で、最終目的地に係る情報を入手して、当地で必要な対策を取る、というのも一方策である。

四 模倣品の国際流通にかかる実態調査

1. 調査実施要領

(1) 調査背景・目的

上述のとおり、税関での模倣品差し止め情報は、いわば「点」での情報であり、これを差し止めた場合、当該模倣品の流出は防止できるものの、同模倣品を製造、輸出した業者まではたどりつかないことが多く、結果的に、悪質な業者がこれを繰り返し、引き続き、模倣品ベアリングの海外への流出が止まらないのが現状である。「点」での模倣品の差し止め情報から、上流業者、及び、その輸出の特徴を的確に把握して、「線」の情報を把握、分析することにより、初めて、効果的な模倣対策が取れるようになる。

そこで、実際の案件を通じて、模倣品ベアリングの差止情報から、どのように上流業者等の情報につなげていくかをシュミレーションした上、権利者が有効な対策が取れる基盤情報を提供できるようにすることを目指す。

(2) 調査手順

具体的に、以下のステップを経て、調査を実施した。

①上海 IPG ベアリング WG メンバーより、以下の条件に該当する模倣品ベアリングの差止案件に係る知的財産権侵害状況通知書、及び、入手している場合には、処罰決定書を収集する。

- ・ 差止実施税関：上海税関、寧波税関、を中心とした中国各地の税関

※特に、上記両税関は、ベアリングの模倣品に関する差止件数が多い。

- ・ 対象製品：BB、NRB、TRB、SRB、CRB 等

- ・ 対象期間：2011 年 1 月 1 日～2012 年 7 月末日

②WG メンバーより提出されたデータを分析し、上流調査可能性がある輸出業者を絞り込み、悪質と思われる 3 社を選定し、その実態、及び、その上流工場の実態について詳細調査を実施する。

なお、本来的には、悪質と思われる輸出業者については、全て調査の対象とし、かかる輸出業者に模倣品を提供する模倣品製造業者とあわせて、適切な対応をとるべきものであ

るが、本件においては、本委託事業の終期等との兼ね合いから、調査対象数を限定する必要があったため、調査対象を限定することとした。したがって、本件で調査対象となるのは、模倣品の輸出業者の実態の一部であり、引き続き、これらの全体像の実態を把握し、類型化、分析した上、効果的な対応を検討する必要があると考えられる。

2. 調査対象輸出業者の選定

(1) 調査対象候補 10 業者の選定

<基準>

- ・差止めを受けた数量が比較的多い
- ・税関により複数回の差止めを受けた業者である
- ・輸出業者自ら模倣品を製造している可能性がある
- ・簡易調査（電話確認、インターネット等）の結果、輸出業者が、実態を有する可能性が高いことが判明

- ・差止を受けた数量が比較的多い

輸出数量（点）	輸出業者名
210,000	宁波市慈●有限公司
150,000	宁波市●溪有限公司
97,280	福建华●有限公司
94,765	武汉市科●●责任公司
67,640	沈阳深●有限公司
35,000	邢台欧●●有限公司
30,100	南昌炜●●有限公司
28,275	慈溪维●●有限公司
20,960	厦门市诚●●有限公司
20,014	杭州坤●●有限公司
15,542	厦门昂●●公司
13,500	上海贝●●公司

- ・税関により複数回の差止めを受けた業者である

被差止回数	輸出業者名
3 回	湖南●●有限公司
3 回	深圳市●●●尔贸易有限公司
3 回	杭州●●物资有限公司
3 回	惠州市艾●●●贸易有限公司
2 回	嘉兴中博●●有限公司
2 回	济南旭●●轴承商贸有限公司
2 回	宁波市慈●●股份有限公司
2 回	厦门昂●●有限公司
2 回	厦门市诚●●口有限公司
2 回	天津盛●●国际贸易有限公司
2 回	上海●●业发展有限公司
2 回	青岛海●●国际贸易有限公司
2 回	无锡新●●国际贸易有限公司
2 回	天津腾●●国际贸易有限公司

- ・輸出業者自ら模倣品を製造している可能性がある

模倣品製造の可能性	輸出業者名
有	济南莱●●轴承进出口有限公司
有	杭州坤●●传动机械有限公司
有	苏州艾●●轴承有限公司
有	慈溪维●●配件有限公司

有	石家庄市●●达机械有限公司
有	●●纳上机械有限公司
有	青岛泰●●有限公司
有	厦门昂●●机械有限公司
有	无锡科●●五金有限公司

- ・簡易調査（電話聞取調査、インターネット調査等）の結果、上流業者を特定する可能性があると判断される

上流業者特定可能性	輸出業者名
有	武漢市●●佳機電進出口有限公司
有	湖南麦●●進出口有限公司
有	濟南●●沃軸承進出口有限公司
有	上海貝●●進出口有限公司
有	天津盛●●博国際貿易有限公司
有	厦門●●諾機械有限公司
有	厦門市誠●●進出口有限公司
有	深圳市愛●●貿易有限公司
有	無錫科●●軸承五金有限公司
有	蘇州艾●●軸承有限公司

WGメンバーより受領した通関差止情報の中から、以上の基準により下記10業者を選定した。原則として、各基準に該当する業者について、簡易調査（電話聞取調査、インターネット調査等）を実施し、上流業者特定の可能性に乏しい業者を除外し、残った業者を調査対象輸出業者の候補とすることとした。

<調査対象輸出業者候補 10 業者>

通し 番号	輸出業者名	輸出数量	被差止 回数	模倣品 製造の 可能性	上 流 業 者 特 定 可能性
1	武漢市●●佳機電進出口有限公司	○			○
2	湖南麦●●進出口有限公司		○		○
3	済南●●沃軸承進出口有限公司			○	○
4	上海貝●●進出口有限公司	○			○
5	天津盛●●博国際貿易有限公司		○		○
6	厦門●●諾機械有限公司	○	○		○
7	厦門市誠●●進出口有限公司	○	○		○
8	深圳市愛●●貿易有限公司		○		○
9	無錫科●●軸承五金有限公司			○	○
10	蘇州艾●●軸承有限公司			○	○

① - 【輸出業者】 武漢市科●●進出口有限公司

住所	湖北省武漢市●●
代表者	徐●●
従業員数	15 名
面積	200 m ²
販売規模	5,000 万元/年間（輸出金額）
主要使用税関	上海市上海税関、上海市外港税関、杭州税関、寧波税関等
主要輸出国・地域	インド、パキスタン
差止を受けた数量	約 75,000～95,000 個
輸出差止を受けた回数	3 回
製造元	浙江省鎮江市「●●有限公司」

・対象業者外観



・サンプルパッケージ



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】 鎮江科●●製造有限公司

住所	江蘇省鎮江市丹徒区●●
代表者	朱●●
従業員数	25 名
面積	3,000 m ²
製造規模	5,000 万元/年間
特記事項	無

・対象業者外観



・サンプル



・サンプル



・現場責任者名刺



② - 【輸出業者】湖南麦●●進出口有限公司

住所	湖南省長沙市●●
代表者	潘●●
従業員数	3 名
面積	40 m ²
販売規模	年間貿易額約 1 億ドル
主要使用税関	上海市上海税関、上海市外港税関、杭州税関、寧波税関等
主要輸出国・地域	パキスタン
差止を受けた数量	約 700～4,000 個
輸出差止を受けた回数	3 回
製造元	浙江省鎮江市「鎮江華●●軸承有限公司」

・対象業者外観

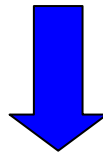


・対象業者内部



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】鎮江華●●軸承有限公司

住所	江蘇省鎮江市丹徒区●●
代表者	周●●
従業員数	20 名
面積	3,000 m ²
製造規模	・生産数量：約 250 万点／年 ・売上：1000 万元以上／年 ※輸出売上：約 1000 万／年
特記事項	無

・対象業者外観



・現場責任者名刺



③ - 【輸出業者】 済南萊●●進出口有限公司

住所	山東省済南市済洛路●●
代表者	趙●●
従業員数	11 名
面積	60 m ²
販売規模	2,000 万元/年間（輸出金額）
主要使用税関	山東省青島市黄島税関、天津税関等
主要輸出国・地域	フィリピン
差止を受けた数量	1,050 個
輸出差止を受けた回数	1 回
製造元	山東省聊城市「聊城精●●軸承廠」

・対象業者外観



・現場責任者名刺

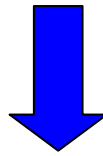


・サンプル



・サンプル





製造元

【製造業者】聊城精●●轴承廠

住所	山東省聊城市煙店●●
代表者	趙●●
従業員数	不明
面積	3,000 m ²
製造規模	不明
特記事項	輸出業者である「済南萊●●轴承进出口有限公司」と同一経営者である旨自称

・対象業者外観



・対象業者内部



・対象業者内部



・現場責任者名刺



④ - 【輸出業者】上海貝●●進出口有限公司

住所	上海市漕宝路●●
代表者	杜●●
従業員数	15 名
面積	250 m ²
販売規模	不明
主要使用税関	上海市上海税関、上海市外港税関
主要輸出国・地域	エストニア
差止を受けた数量	13,500 個
輸出差止を受けた回数	1 回
製造元	上海市「上海金●●有限公司」 ※但し、判決文に基づく情報である。

・対象業者外観

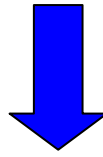


・対象業者外観



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】 上海金●●有限公司 ※上流情報を取得したが訪問調査は未実施

住所	不明
代表者	不明
従業員数	不明
面積	不明
製造規模	不明
特記事項	・ 模倣品の輸出経験あり ・ 差止処分により対象製品の輸出を停止 ・ 輸出業者が模倣行為の主体（模倣品発注者は輸出業者） ※但し、これらの情報は、輸出業者からの聞取調査結果

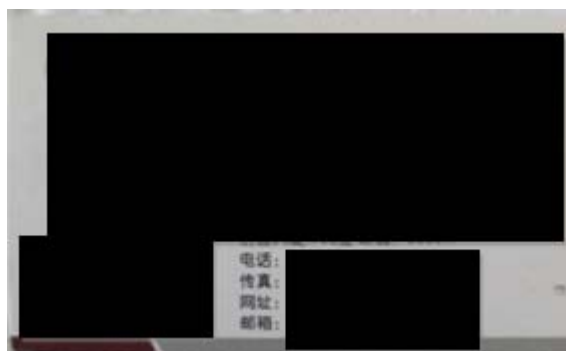
⑤ - 【輸出業者】天津盛●●有限公司

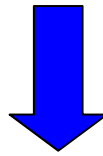
住所	天津市河東区●●
代表者	李●●
従業員数	6 名
面積	120 m ²
販売規模	年間売上約 1000 万元、輸出額約 500 万元
主要使用税関	天津新港税関
主要輸出国・地域	イラン
差止を受けた数量	120～2,000 個
輸出差止を受けた回数	2 回
製造元	大連市「大連浩●●軸承製造有限公司」

・対象業者外観



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】大連浩●●軸承製造公司 ※上流情報を取得したが訪問調査は未実施

住所	不明
代表者	不明
従業員数	不明
面積	不明
製造規模	不明
特記事項	・ 模倣品輸出経験あるが、現在は、模倣品の取扱いなし ・ 常連客には模倣品提供可能 ・ 輸出業者が模倣行為の主体（模倣品発注者は輸出業者） ※但し、これらの情報は、輸出業者からの聞取調査結果

⑥ - 【輸出業者】厦門昂●●有限公司

住所	福建省厦門市●●
代表者	周●●
従業員数	10 名
面積	200 m ²
販売規模	5,000 万元/年間
主要使用税関	上海外港税関
主要輸出国・地域	イラン
差止を受けた数量	約 10,000～15,000 個
輸出差止を受けた回数	2 回
製造元	浙江省台州市「台州科●●公司」

・対象業者外観



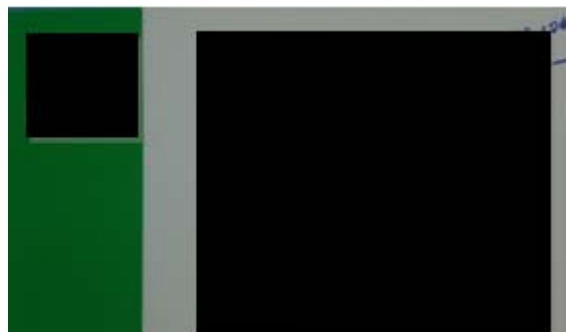
・対象業者のサンプル展示室

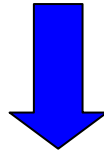


・対象業者のサンプル



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】 台州科●●有限公司 ※上流情報を取得したが訪問調査は未実施

住所	不明
代表者	不明
従業員数	不明
面積	不明
製造規模	不明
特記事項	・浙江省所在の提携工場を有する ※但し、同情報は、輸出業者からの聞取調査結果

⑦ - 【輸出業者】厦門市誠●●有限公司

住所	福建省アモイ市●●
代表者	康●●
従業員数	12 名
面積	500 m ²
販売規模	不明
主要使用税関	上海税関、上海洋山税関
主要輸出国・地域	チリ
差止を受けた数量	約 1,000～20,000 個
輸出差止を受けた回数	3 回
製造元	浙江省寧波市「寧波微●●有限公司」

・対象業者外観

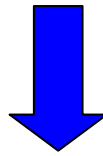


・対象業者外観



・現場責任者名刺





製造元

【製造業者】寧波微●●有限公司 ※上流情報を取得したが訪問調査は未実施

住所	不明
代表者	不明
従業員数	不明
面積	不明
製造規模	不明
特記事項	・通常、模倣品を取り扱わない ・主として「厦門市●●有限公司」からの委託で対象製品を輸出 ※但し、同情報は、輸出業者からの聞取調査結果

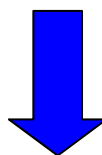
⑧ - 【輸出業者】深圳市愛●●有限公司

住所	広東省深圳市宝●●
代表者	胡●●
従業員数	不明
面積	不明
販売規模	不明
主要使用税関	天津新港税関、天津税関
主要輸出国・地域	コスタリカ
差止を受けた数量	約 1,500～4,000 個
輸出差止を受けた回数	3 回
製造元	不明

・対象業者外観



※工商登録上の住所地／同地に対象業者不存在



製造元

不明

(上流情報取得に至っていない)

⑨ - 【輸出業者】無錫科●●有限公司

住所	江蘇省無錫市●● 江蘇省無錫市●● ※但し、上記住所地にあった輸出業者「無錫●●有限公司」は、 現在は存在せず、同業者は、現在「上海●●有限公司」として 事業を継続
代表者	葛●●
従業員数	不明
面積	不明
販売規模	不明
主要使用税関	上海税関
主要輸出国・地域	ベトナム
差止を受けた数量	49 個
輸出差止を受けた回数	1
製造元	不明

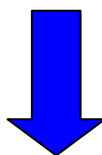
・対象業者外観



・現場責任者名刺



※工商登録上の住所地／同地に対象業者不存在



製造元

不明

(上流情報取得に至っていない)

⑩ - 【輸出業者】蘇州艾●●●軸承有限公司 ※所在不明につき訪問調査未実施

住所	不明
代表者	不明
従業員数	不明
面積	不明
販売規模	不明
主要使用税関	上海税関、上海外港税関
主要輸出国・地域	タイ
差止を受けた数量	約 200～2,000 個
輸出差止を受けた回数	2 回
製造元	不明



製造元

不明

(上流情報取得に至っていない)

(2) 調査対象輸出業者 3 業者の選定

上記 10 業者を調査したところ、以下の 3 業者につき、上流業者情報が掴め、かつ、同上流業者の調査が可能であったため、これら 3 業者を調査対象とした。

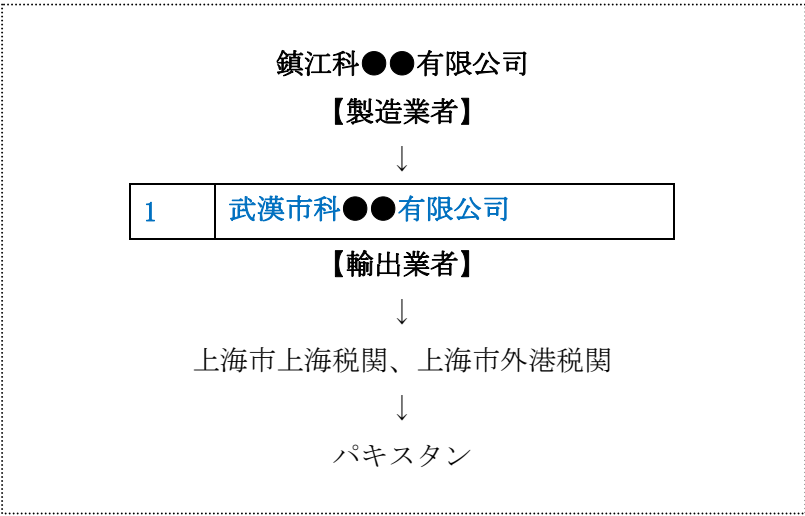
1	武漢市科●●有限公司
2	湖南麦●●有限公司
3	済南莱●●有限公司

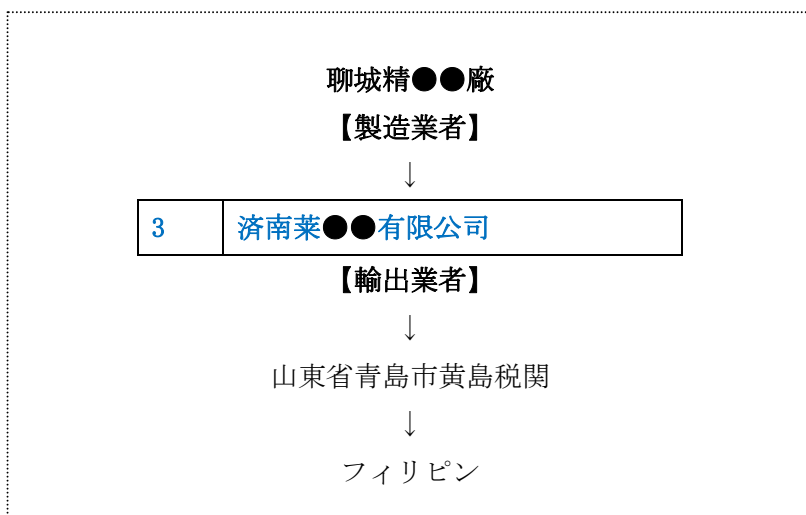
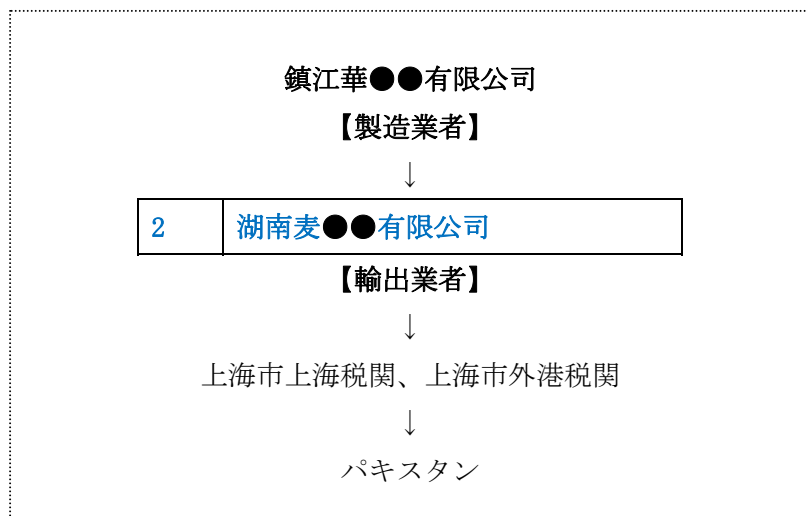
3. 実態調査結果

(1) 各輸出業者の上流業者

上記 3 業者の上流業者を調査した結果、以下の通り、上流業者が判明した。

	輸出業者	上流業者
1	武漢市科●●有限公司	鎮江科●●有限公司
2	湖南麦●●有限公司	鎮江華●●有限公司
3	済南莱●●有限公司	聊城精●●有限公司





なお、前述のとおり、本件においては、本委託事業の終期等との兼ね合いから、調査対象数を限定する必要があったため、調査対象を限定することとしたものであるが、最終的に調査対象とした 3 業者以外にも、上流業者情報を掴んでいたものの、同業者の訪問調査の実施に至っていない等の業者もあり、引き続き、これらも含めた、輸出業者、及びこれの上流業者の実態を把握し、類型化、分析する等した上、効果的な対応を検討することも有益であると考えられる。

（２）輸出実態調査結果概要

①ケース１： １- 【輸出業者】武漢市科佳機電進出口有限公司

本ケースは、税関より受領した「知的財産権侵害状況通知書」記載の輸出業者名を契機に、同業者及び同業者を通じて模倣品の輸出を試みた模倣品製造業者の所在を突き止めることに成功した事例である。

【調査過程】

10月20日～28日	「知的財産権侵害状況通知書」記載の輸出業者名称から、ネット・電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11月3日	上記調査で得た輸出業者所在地に対して訪問調査を実施し、製造業者情報を取得
11月5日	製造業者について、ネット、電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11月7日	上記調査で得た対象製造業者所在地に対して訪問調査を実施し、以下のネットワークを解明

調査により、模倣品製造から輸出までの、製造、販売、流通過程が判明した。

【関係図】



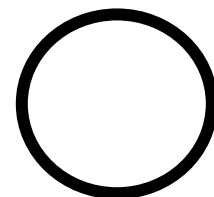
模倣品の流れ



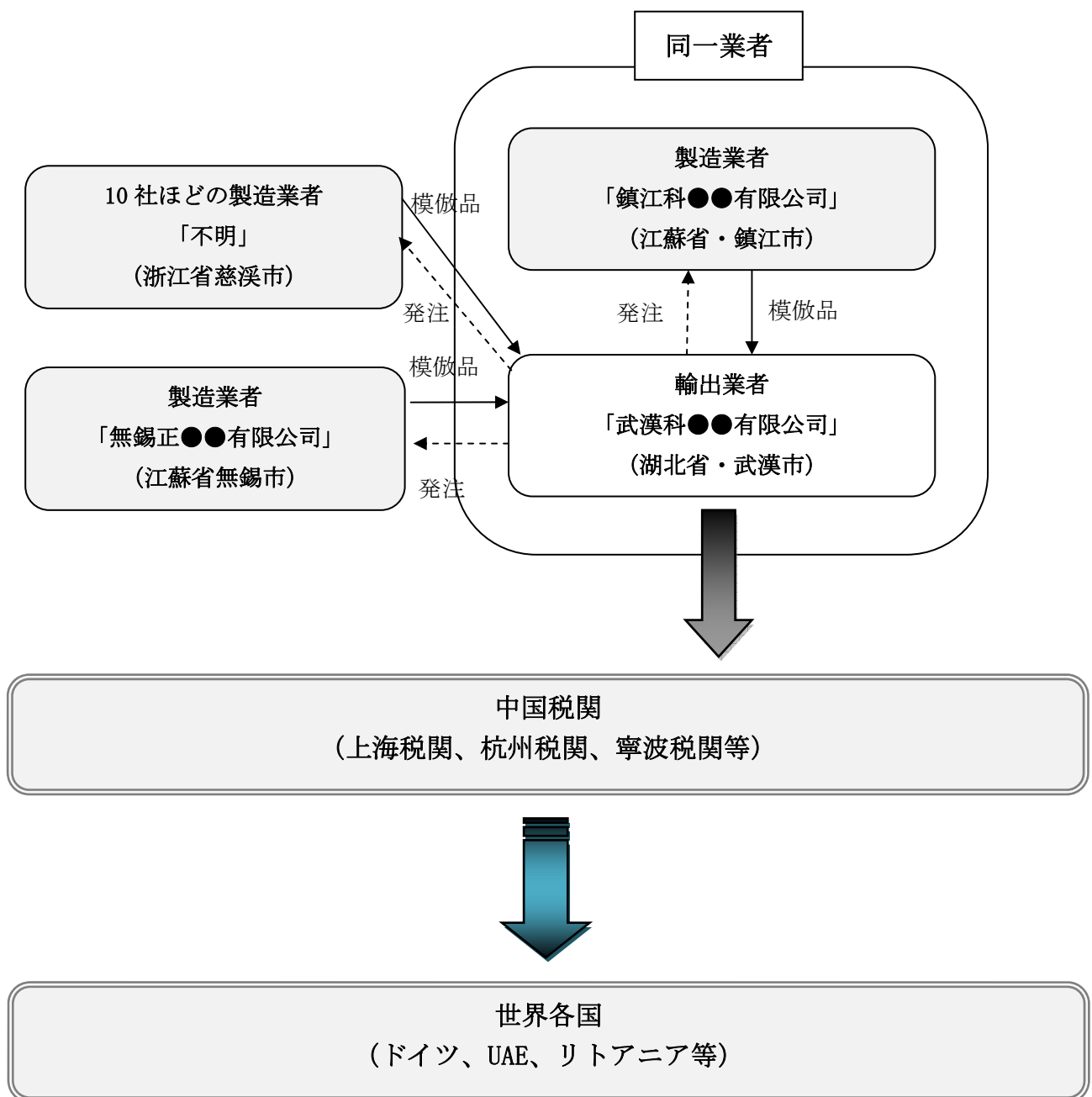
製造業者



輸出業者



出荷港



差止税関「上海税関」



輸出業者「武漢科●●有限公司」



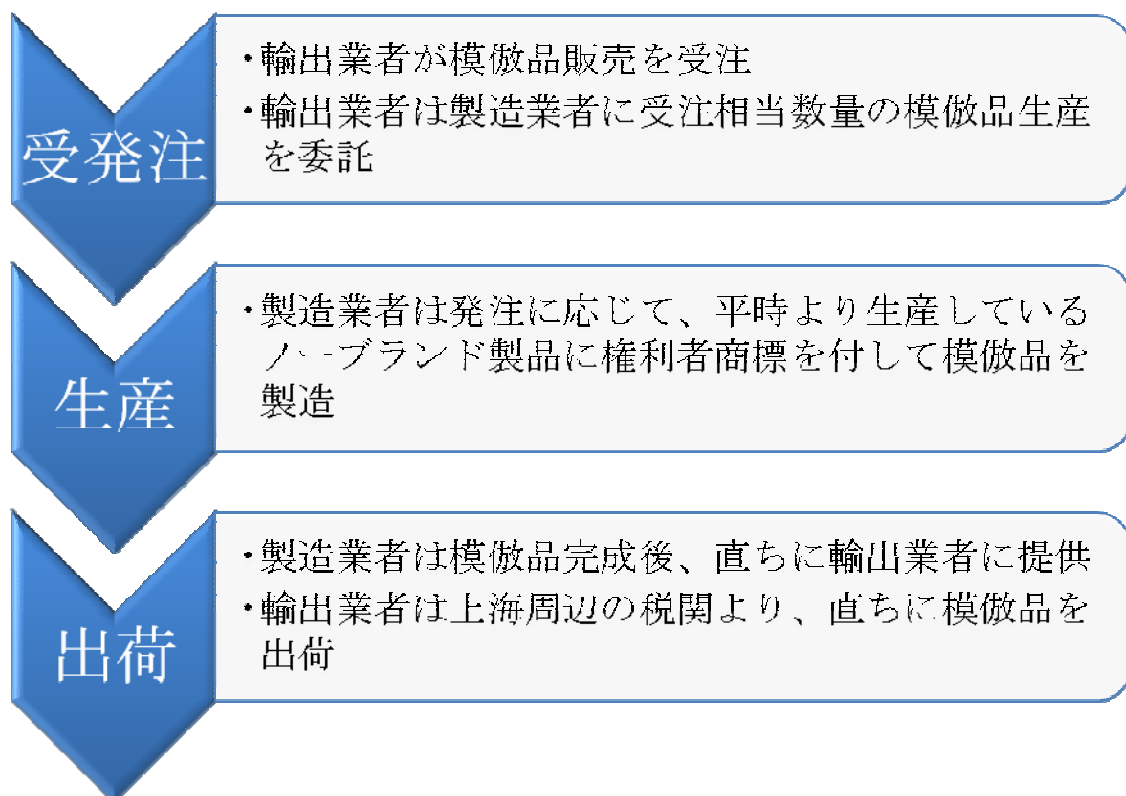
製造業者「鎮江科●●有限公司」



調査の結果、本ケースにおいては、以下のようなネットワークにて、模倣品を製造、販売、輸出していることが判明した。

- 製造業者は、輸出業者から、模倣品製造の注文を受けて持穂品を製造する完全受注生産体制を取っている
- 製造業者は発注に応じて、平素より生産しているノーブランド製品に権利者商標を付して模倣品を製造
- 完全受注生産体制のため、対象製造業者は、通常、模倣品在庫を有していない
- 製造業者は、通常、権利者からの授權を前提に OEM 生産を行っているが、対価の金額次第で模倣品生産も行う
- 輸出業者と対象製造業者が実質的に同一経営主体によるものであるため、生産から出荷まで迅速に実施に対応

【模倣品輸出までの流れ】



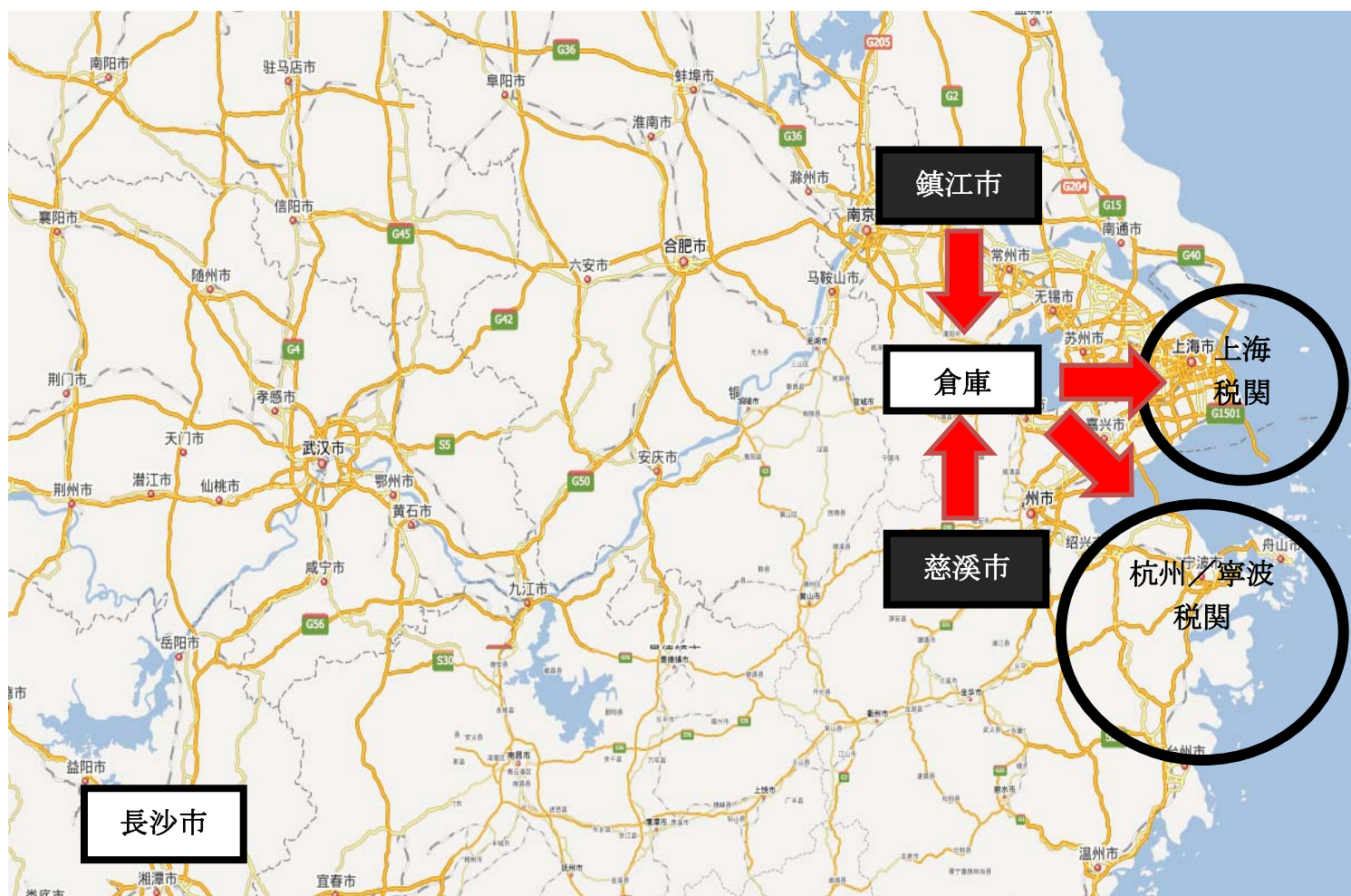
②ケース２： ２- 【輸出業者】●●有限公司

本ケースは、税関より受領した「知的財産権侵害状況通知書」記載の輸出業者名を契機に、同業者より模倣品の発注を受けてこれを製造した模倣品製造業者の所在を突き止めることに成功した事例である。

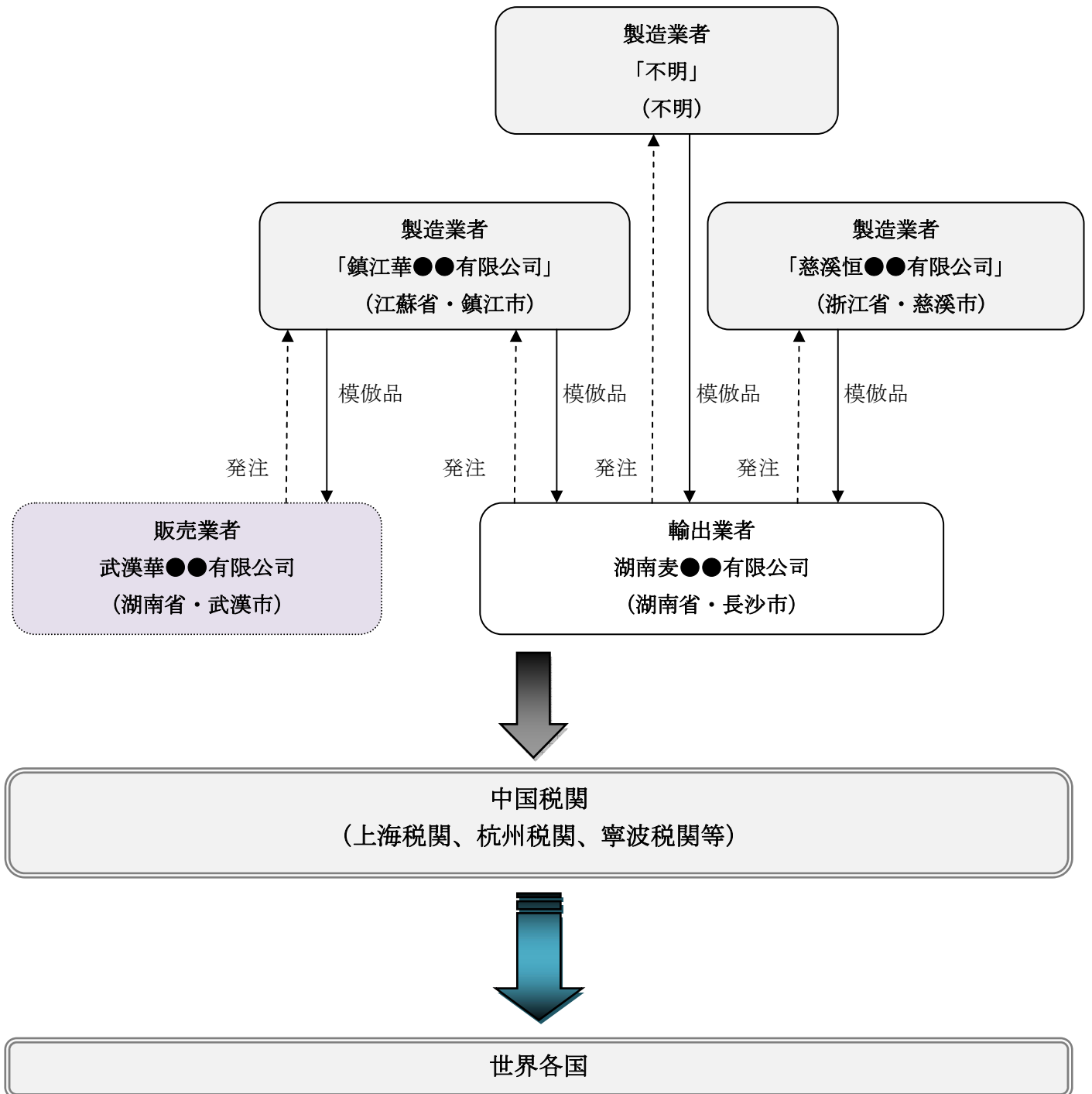
【調査過程】

10月20日～28日	税関より受領した「知的財産権侵害状況通知書」記載の対象輸出業者名称から、ネット・電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11月19日	上記調査で得た輸出業者所在地に対して訪問調査を実施し、製造業者情報を取得
11月21日	製造業者について、ネット、電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11月24日	上記調査で得た対象製造業者所在地に対して訪問調査を実施し、以下のネットワークを解明

調査により、模倣品製造から輸出までの、製造、販売、流通過程が判明した。



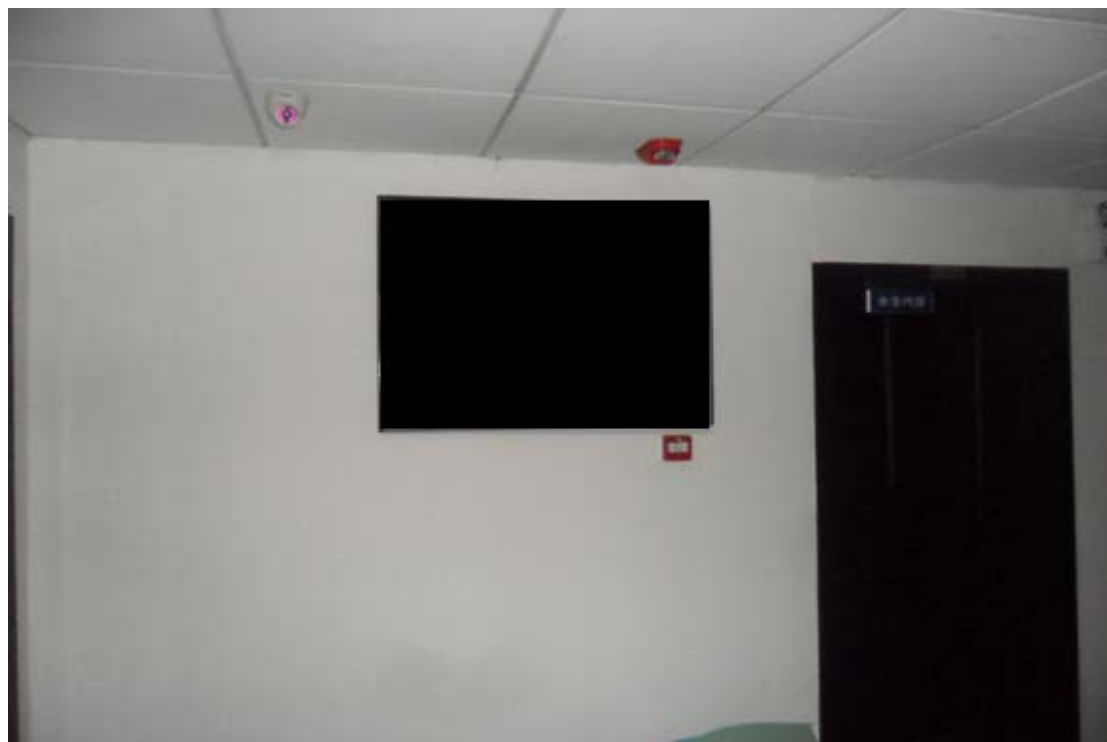
【関係図】



差止税関「上海税関」



輸出業者「湖南麦●●有限公司」



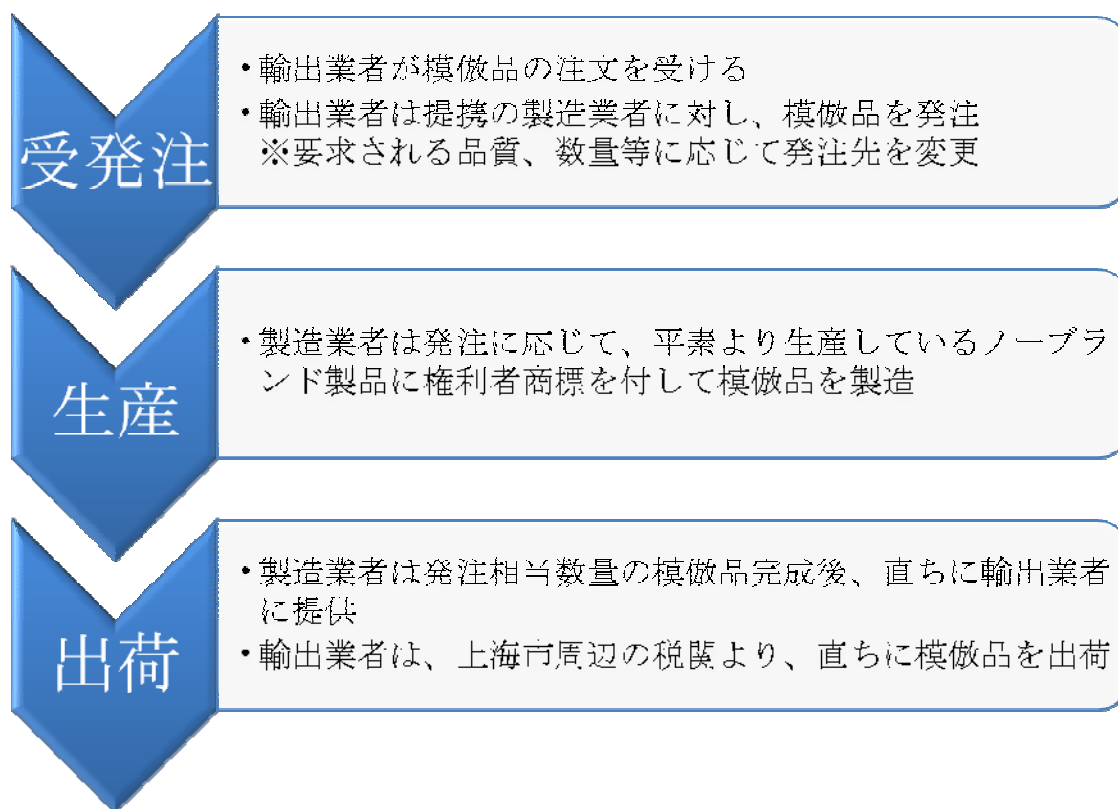
製造業者「鎮江華●●有限公司」



調査の結果、本ケースにおいては、以下のようなネットワークにて、模倣品を製造、販売、輸出していることが判明した。

- 輸出業者が発注内容に応じて製造業者を選定・発注
- 製造業者は、輸出業者からの注文を受けて模倣品を製造する完全受注生産体制
- 製造業者は発注に応じて、平素より生産しているノーブランド製品に権利者商標を付して模倣品を製造
- 製造業者は、完全受注生産体制のため、通常、模倣品在庫を有していない
- 製造業者は、通常、権利者からの授權を前提に OEM 生産を行っているが、対価の金額次第で模倣品生産も行う

【模倣品輸出までの流れ】



③ケース 3： 3- 【輸出業者】 済南萊●●有限公司

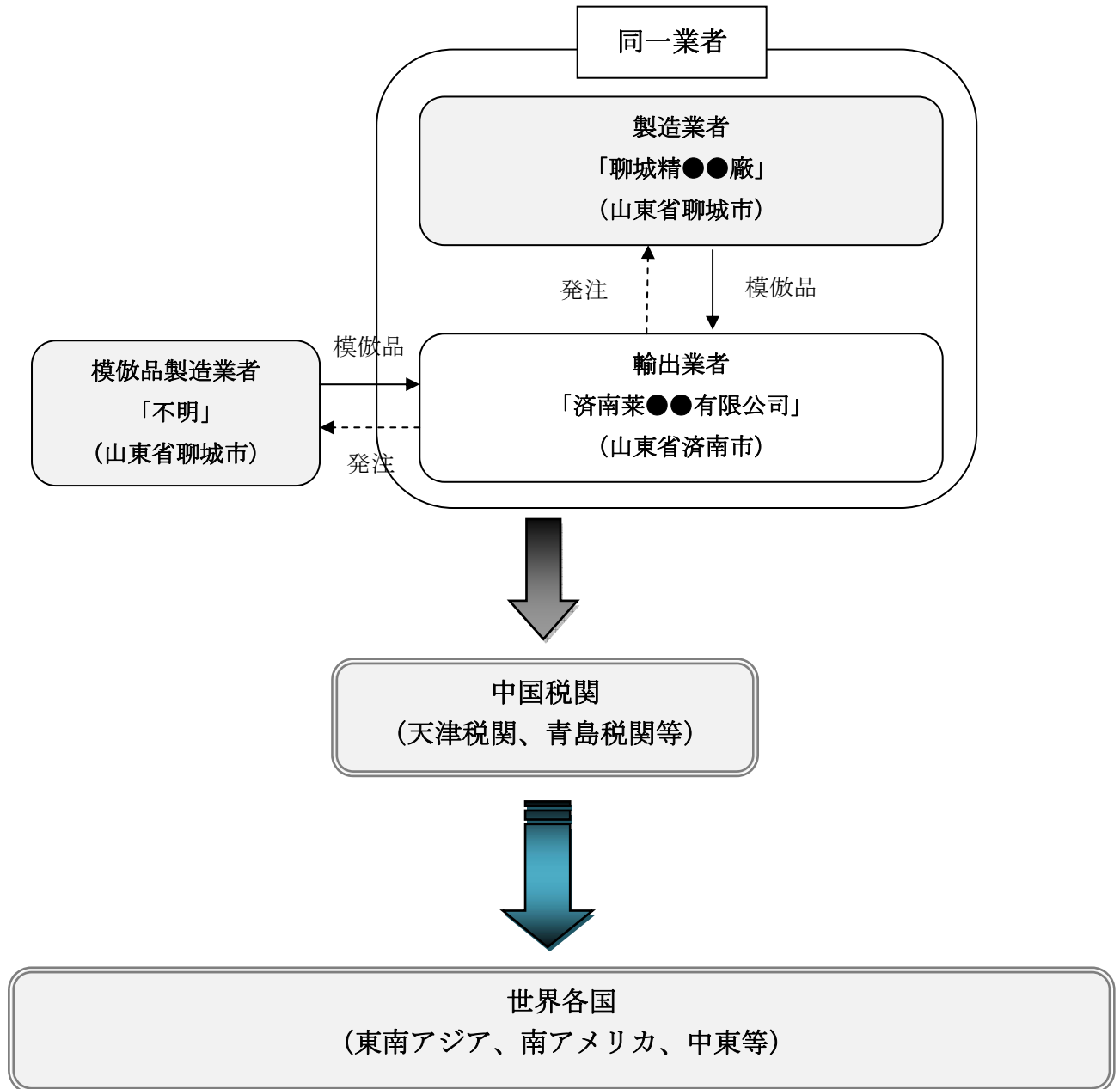
本ケースは、税関より受領した「知的財産権侵害状況通知書」記載の輸出業者名を契機に、同業者及び同業者を通じて模倣品の輸出を試みた模倣品製造業者の所在を突き止めることに成功した事例である。

【調査過程】

10 月 20 日～28 日	「知的財産権侵害状況通知書」記載の対象輸出業者名称から、ネット・電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11 月 12 日	上記調査で得た対象輸出業者所在地に対して訪問調査実施し、対象製造業者情報を取得
11 月 13 日	対象製造業者について、ネット、電話等を用いて、ヒアリング調査等を実施
11 月 15 日	上記調査で得た対象製造業者所在地に対して訪問調査を実施し、下記ネットワーク全体像を解明

調査により、模倣品製造から輸出までの、製造、販売、流通過程が判明した。

【関係図】



差止税関「青島税関」



輸出業者「済南莱●有限公司」





製造業者「聊城精●●廠」

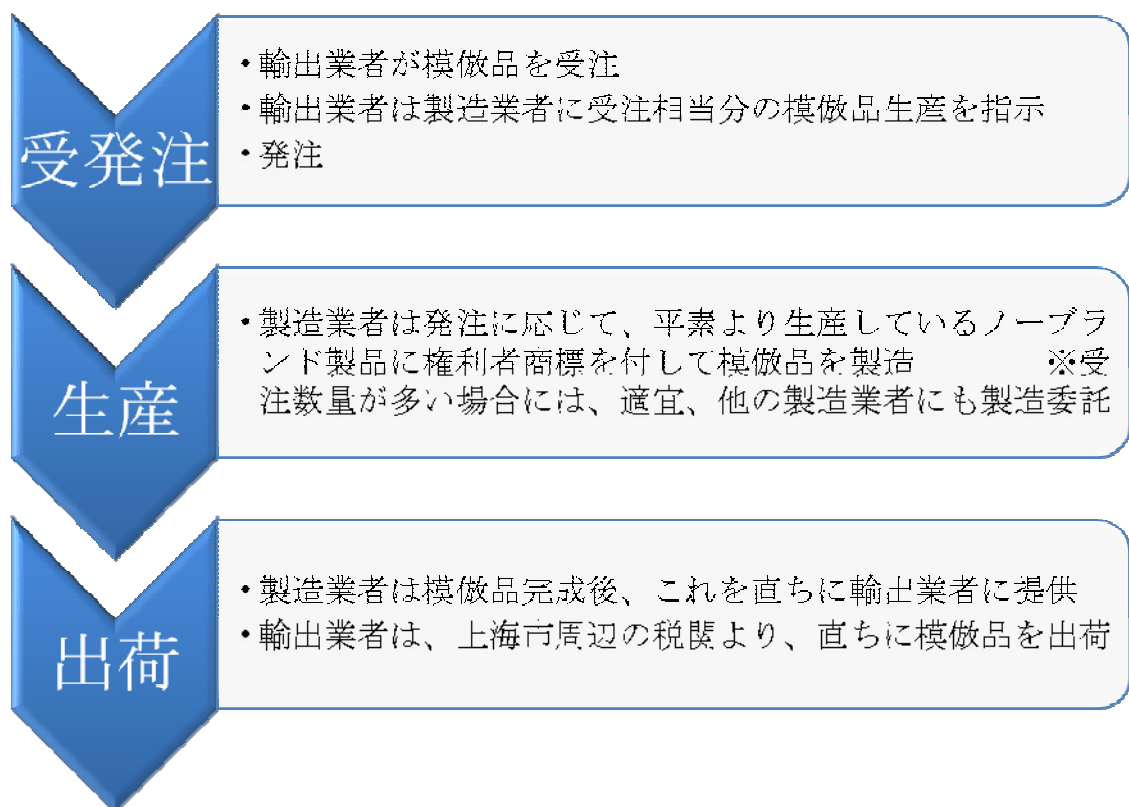




調査の結果、本ケースにおいては、以下のようなネットワークにて、模倣品を製造、販売、輸出していることが判明した。

- 製造業者は、輸出業者から、模倣品製造の注文を受けて模倣品を製造する完全受注生産体制を取っている
- 完全受注生産体制のため、対象製造業者は、通常、模倣品在庫を有していない
- 製造業者は発注に応じて、平素より生産しているノーブランド製品に権利者商標を付して模倣品を製造
- 輸出業者と対象製造業者が実質的に同一経営主体によるものであるため、生産から出荷まで迅速に実施に対応

【模倣品の輸出までの流れ】



五 調査結果総括、税関差止関連情報の効果的活用法

1. 調査結果総括

本件実態調査により、模倣品製造から輸出までの実態の一部が明らかとなり、その主要内容として、以下が挙げられる。

- ①税関差止情報を手掛かりとして、上流業者の調査が可能である
- ②輸出業者が、模倣品製造、販売の受注者である場合が多い
- ③輸出業者が、第三者に模倣品製造を委託するケースが多いが、中には、自ら有する製造工場において、模倣品を製造するケースもある
- ④輸出業者は、模倣品製造業者から、税関付近の、輸出業者管理下の倉庫に運搬させて模倣品を輸出

通し番号	輸出業者名	①上流業者情報取得	②模倣品製造、販売の受発の有無	③自ら模倣品製造／第三者に製造委託	④税関付近に模倣品保管倉庫有
1	武漢市科●●進出口有限公司	○	○	第三者	○
2	湖南麦●●進出口有限公司	○	○	第三者	○
3	済南莱●●軸承進出口有限公司	○	○	自ら	○
4	上海貝●●進出口有限公司	○	○	第三者	不明
5	天津盛●●国際貿易有限公司	○	○	第三者	不明
6	厦門昂●●械有限公司	○	不明	第三者	不明
7	厦門市誠●●有限公司	○	○	第三者	不明
8	深圳市愛●●貿易有限公司	×	不明	不明	不明
9	無錫科●●五金有限公司	×	不明	不明	不明
10	蘇州艾●●軸承有限公司	×	不明	不明	不明

これまで、輸出業者の模倣品輸出への関与の程度は明確ではなかったが、上記のとおり、模倣品輸出においては、輸出業者が模倣品の発注者としての役割を果たしていることも多く（少なくとも、調査対象となった 3 ケースでは、模倣品製造業者は、輸出業者からの委

託に応じて模倣品を製造しており、これらの製造業者は、常時、模倣品を製造しているわけではない)、具体的には、模倣品輸出を行う輸出業者は、インターネット等より海外から模倣品の受注を受けた後、付き合いのある製造業者に模倣品の製造を委託し（もしくは、自ら模倣品を製造し）、同業者より所定数量の模倣品を税関付近の自身の保管倉庫に納品させ、納品後直ちに通関申告手続きを行い、速やかに模倣品を輸出しているものと考えられる。

このように、これまで模倣品製造業者が模倣品輸出のイニシアチブを取っており、同製造業者を突き止めてこれを食い止めることが重要と思われていたが、本件調査結果に鑑みると、模倣品製造業者は、輸出業者の委託を受けて模倣品を製造しており、委託がなければ模倣品を製造しない可能性もあって、他方、模倣品製造の委託者たる輸出業者の悪質性が高く、このような輸出業者に対し、何らかの抑止効果のある対策を実施する必要性があると考えられる。

具体的対応策については、例えば、輸出業者に対する損害賠償請求の是非、税関差止時における輸出業者への刑事訴追手続（税関からの刑事移送手続、権利者自らによる自訴手続）の是非のほか、本件調査結果を踏まえると、模倣品輸出に際していったん輸出業者管理下の倉庫に保管される模倣品の押収の是非等が検討できようか考えられる。これらの輸出業者をターゲットとした対応は、これまで、取られている例は必ずしも多くないものと思料され、今後、これらに取り組むことで、模倣品輸出を減少させることができる可能性があり、今後の事例の集積、効果検証の必要があると思われる。

2. 税関差止関連情報の効果的活用法

以上述べたとおり、税関差止に係る「点」情報から、関連模倣業者、模倣品の流れに係る「線」情報へつなげ、輸出業者や、模倣品製造業者に対し効果的対応を取ることが重要であり、かつ、上記において「線」情報へと繋げることができた事例を複数紹介したものであるが、以下において、これらの事例等からみた、「点」から「線」へと繋げるための方法、留意点等を紹介する。

(1) 税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応

前述のとおり、「知的財産権侵害状況通知書」記載情報から、輸出業者、ひいては、輸出業者に模倣品を提供する模倣品製造業者を辿り、これらに対し、適当な対応を取れる可能性は十分に認められる。

他方、全ての税関差止案件について、上記通知書記載情報から、全て、輸出業者、模倣品製造業者を辿って調査、対応することは、費用対効果の観点からも現実的ではない。

そのため、まずは、税関差止案件の中から、対応すべき案件を絞り込むことが考えられ

るが、本件調査結果を踏まえると、以下の点を分析し、その後の調査の是非を決定することが考えられる。

- ①模倣品輸出数量
- ②過去の模倣品輸出行為の有無
- ③現在の模倣品受発注行為の有無
- ④現在の模倣品取扱数量の多寡

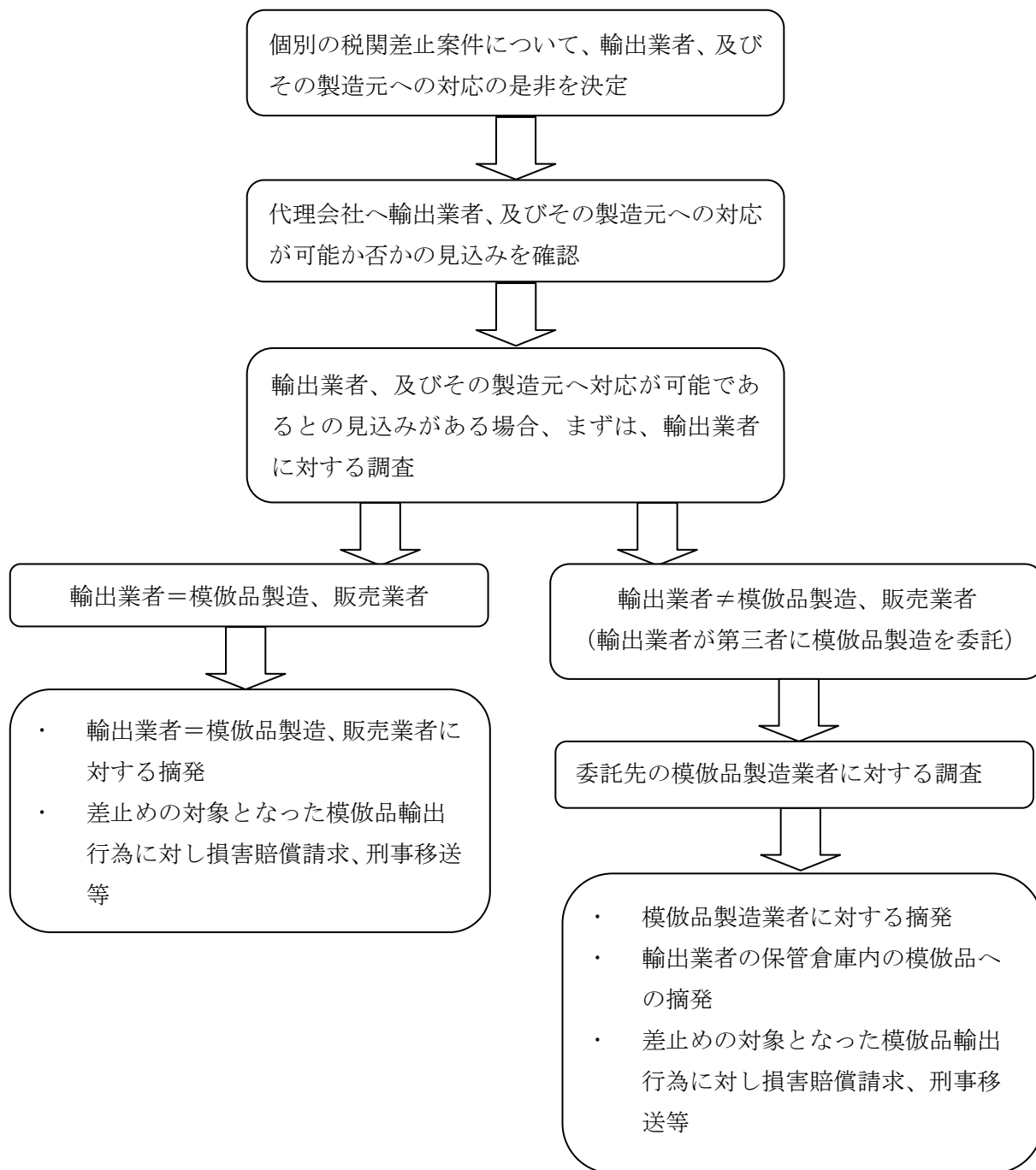
※②については、平素より、税関差止案件について、ブラックリストを作成しておくことが肝要であり、この前提として、日頃から、例えば以下のように通関差止情報を集積し、統計可能なようにしておくことが有益である。

通関中止日	通知日	省	市	税関	対象商品	使用商標	数量	輸出入の別	輸入者情報			輸出者情報			担保金 金額 (元)	真贋鑑 定日 切日	真贋鑑 定結果
									氏名	国	住所	氏名	国	住所			

※③④については、インターネット、電話聞取調査を経て、輸出業者が、現在もなお模倣品の受発注に応じているか等を確認することになると思われるが、これを権利者自ら行うことは容易ではなく、専門の代理会社に依頼することになる必要があり、税関代理人が、これらの調査もあわせて行うことができれば、別途、調査を依頼する必要もなくなり、また、税関から差止通知を受領した後、速やかに上流への対応を取ることができるため、予めこのような税関代理人を選定しておくことが望ましい。

上記を踏まえ、上流業者を辿ることを決定した後は、輸出業者に対する調査を、専門の代理会社に依頼する必要があると思われるが、その後の対応は、調査結果を踏まえた対応まで含め、大要、以下のフロー図が考えられる。

【税関差止情報から輸出業者、製造業者への対応フロー】



（２）留意点、及び今後の課題

本調査結果により、模倣品輸出において、輸出業者の果たす役割が大きい可能性が高いことが判明したが、本調査は輸出業者の一部を調査したものであり、まだ、輸出業者の実態を全て把握できたとはいえない可能性があるため、引き続き、これらの実態解明が今後の課題として残されているものと思われる。

また、輸出業者に対し、何らかの対応を取るべきとした場合、前述のとおり、これまで輸出業者をターゲットとして対応が取られた例はそれほど多くないと考えられ、これらの対応方法や効果検証も今後の課題として残されているものと考えられる。

具体的には、税関差止めについて、輸出業者に対し、①損害賠償請求訴訟、②税関からの刑事移送、③権利者による自訴手続（権利者自らが輸出業者を刑事訴追する手続）、その他④輸出業者の保管倉庫内の模倣品に対する押収の是非・効果等を検討することが考えられるが、これらの対応を取る前提として、輸出業者の悪意を立証することが必要になるので、この点を含め、引き続き、検討すべき課題も少なくないものと思われる。

[経済産業省委託]

模倣品の国際流通にかかる実態調査
～模倣品ベアリングの事例～

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

[執筆協力]

上海拥智商務諮詢有限公司 (IP FORWARD China)

分部 悠介 (代表 日本国弁護士)

島田 敏史 (日本国弁護士)

俞 則剛 (中国律師)

2013年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。